

児童福祉法第28条適用の現状と課題についての研究

子ども家庭福祉研究部 高橋重宏・才村純・庄司順一・山本恒雄・有村大士
研修員 新納拓爾（神奈川県保健福祉部）
嘱託研究員 板倉孝枝（京都府立大学大学院）
澁谷昌史（関東学院大学）
伊藤嘉余子（埼玉大学）
永野咲（東洋大学大学院）
佐藤和宏（神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所）
妹尾洋之（神奈川県厚木児童相談所）
根本顕（神奈川県相模原児童相談所）
愛知県立大学 村田一昭
神奈川県中央児童相談所 加藤芳明
十文字学園女子大学 栗原直樹
小平児童相談所 栗原博
神奈川県中央児童相談所 佐久間てる美

要 約

本研究は児童福祉法第28条について、児童相談所相談業務の実施状況、および児童相談所の実践現場における意見を集約・把握し、今後の討課題の抽出を行うことを目的とし、質問紙調査とヒアリング調査を実施した。質問紙調査では全国の児童相談所を対象とし、児童福祉法第28条適用についての現状と課題を把握した。ヒアリング調査では2都県における法28条適用、あるいは適用を検討した事例等を検討すると共に、児童福祉法第28条ケースに係る心理司の役割について検討を行った。

キーワード：児童福祉法第28条 児童相談所

The Study on the Current Practical Situation and Problems under the Article 28, Child Welfare Law, Found in the Child Guidance Centers

Shigehiro Takahashi, Jun Saimura, Junichi Shoji, Tsuneo Yamamoto, Taishi Arimura, Takae Itakura,
Takumi Niino, Masashi Shibuya, Kayoko Ito, Saki Nagano, Kazuhiro Sato, Kazuaki Murata,
Yoshiaki Kato, Naoki Kurihara, Hiroshi Kurihara, Terumi Sakuma, Hiroyuki Senoo, Akira Nemoto

Abstract : The purpose of this study was to understand the situation of consulting duties, and gathering the opinion in the practice of the Child Guidance Centers and extracts problems from there. The survey and the interviews were done to the Child Guidance Centers all over Japan. By carrying out the survey, it asked about the present conditions and the problems found in Article 28, Child Welfare Law in practice scenes. Through the interviews, some actual cases provided by two prefectures were analyzed. In addition, opinions against the methods used by the psychologist staff were summarized.

Keywords : Article 28, Child Welfare Law, Child Guidance Center

I. 研究目的

児童福祉法第28条を中心とした児童相談所相談業務の実施状況、および児童相談所の実践現場における意見を集約・把握し、今後の検討課題の抽出を行うことを目的とした。

II. 研究方法

上記の目的のため、全国の児童相談所における児童福祉法第28条の取り扱いに関する状況把握に加え、運用の詳細を把握するために①全国の児童相談所を対象としたアンケート調査（調査1）、②2都道府県における法28条適用・あるいは適用を検討した事例等へのヒアリング調査（調査2）を実施した。また、②と併せて、③試行作成した児童福祉法28条における児童心理司の関わりについて意見を得た（調査3）。以下、それぞれの調査について結果をまとめる。

III. 結果と考察

1. 調査1: 質問紙調査

1) 調査の目的および方法

調査1の目的は、児童福祉法第28条（以下、「法28条」）に関する実施状況および現状の課題を総合的に把握することである。そのため、全国の全児童相談所（計201カ所）へ質問紙調査を行い、法28条申立ての概況およびその申立て手順や申立て条件について質問した。また、法28条申立てに際する児童心理司の関与やその他課題と感ずる点などの回答を得た。回収票は146票、回収率は72.6%であった。

2) 結果

① 法28条申立て件数の概況

今回の調査で得られた過去2年度間の法28条申立て事例は、新規242件（平均1.65件）（表a）、更新112件（平均0.76件）（表c）であった。児童相談所のうち新規申立てを抱えるのは55.5%（表a）、更新事例を抱えるのは38.4%（表c）であった。これらのうち9割以上が承認されていることが明らかとなった（新規96.3%、更新96.4%）（表b、表d）。

新規申立てでは、高等裁判所への抗告が35件、最高裁判所への抗告が12件行われている。よって、児童相談所のうち約4割が高等裁判所への抗告を抱え、約3割が最高裁判所への抗告を抱えているといえる。更新申立てにおいては、抗告件数は少なく、新規・更新を合わせて、高等裁判所への抗告3件、最高裁判所への抗告1件のみであった。

② 法28条申請手順および申請条件

法28条申立てに係る手順を規定している児童相談所

は、「自治体において規定」が24カ所（16.9%）、「児童相談所単位で規定」が18カ所（12.7%）であり、いずれかの方法で規定のある児童相談所は3割強にしか満たず、6割弱の児童相談所が手順規定のないまま法28条申請を行っていることが明らかとなった。

また、規定のある3割の児童相談所の手順概要（自由記述）を以下6つに整理した。

- i 作成したマニュアルに従う（17）
（うち、概要のみのマニュアルであるとの回答2）
- ii 所内会議→児童福祉審議会等の審議（11）
- iii 所内会議→児童福祉審議会等の審議→弁護士・家庭裁判所との事前相談（7）
（うちは虐待防止の特別チームの介入3）
- iv 家庭裁判所と事前相談（2）
- v 所内で決定（2）
- vi その他（2）

さらに、法28条申立てを行うかどうかの判断基準を定めている児童相談所は、「自治体において規定」9（6.4%）カ所、「児童相談所単位で規定」10（7.1%）カ所であり、両者を合わせても1割強であった。「なし」との回答が111（78.7%）カ所となり、8割近い児童相談所には、法28条申立ての条件が定められていないことが明らかとなった。

加えて、申立て条件のあると答えた児童相談所の条件の概要に関する自由回答を整理した。その結果、概ね以下の3つに分けられた。

- i 虐待の程度+保護者の態度による（12）
- ii 児童福祉審議会の承認による（4）
- iii 保護者の態度による（2）

③ 同意・不同意の判断

また、児童相談所の方針に対する保護者の同意・不同意の判断について7つ場面を想定し、それぞれについて児童相談所がどのような判断をするかについて尋ねた（表g-1～表g-7）。「1：同意とみなす」から「5：不同意とみなす」までの5段階を設定し、あてはまるものを選択する方法を採った。それぞれの平均値の順は以下となった。上位から同意とみなす傾向の強い順になっている。

結果からは、具体的なサービスの内容について、親の同意が取れない場合に不同意とみなしている児童相談所が多いことが分かった。一方で、入所理由の不一致を根拠に不同意とみなす傾向は弱いことが分かった。

	場面	平均	合計
1	保護者は児童相談所との話し合いの際には同意と言っているが、市町村機関には児童相談所の言うことはきかないというような発言をたびたび繰り返している場合。	1.91	186
2	児童相談所は虐待を理由として施設入所を考えている。親は施設入所には反対しないが、入所理由となっている虐待は全く認めていない場合。	1.97	140
3	保護者は同意と言っているが、子どもを返してほしくて、一時的に言っていることが予想される場合。	2.15	140
4	反対しても児童相談所が決めてしまうからという理由で、同意はしていないが、反対も表明していない場合。	2.83	140
5	同意はしていないが、反対も表明しておらず、児童相談所の施設入所の方針説明に対して「勝手にしろ」の一点張りの場合。	2.85	139
6	施設入所そのものには反対しないが、保護者と児童相談所の間で施設種別が一致しない場合。	3.16	140
7	児童相談所の度重なる連絡、郵便物に保護者が反応せず、児童相談所として特に不同意が確認できない場合。	3.27	140

④ 児童心理司の関与

法28条事例に対する児童心理司の関与は、新規申立て188件、更新79件である(表i)。それぞれ事例全体の7割以上(新規約77%、更新約70%)に児童心理司が関与していた(表h、表j)。

児童心理司の関与の概況について、自由記述をまとめると、以下の6点に整理された。

①子どもに対する心理的ケア i 定期的な面接 (24) ii 子どもの気持ちのききとり (10) iii 心理ケア・カウンセリング (31) iv 性的虐待被害面接 (2)
②保護者に対する支援 i 保護者との面接 (6) ii 再統合に向けた保護者プログラム (16) iii 子どもの心理説明 (8)
③多職種間での助言 i コンサルテーション (9) ii スーパーバイズ (2)
④心理的な判断 i アセスメント (16) ii 裁判資料作成、裁判への同行 (12)
⑤関係機関との協働・調整 i 児童福祉司と連動 (12) ii 学校との調整 (1) iii 審議会への出席 (1) iv 主治医との連絡 (2)
⑥その他 i 法28条事例該当なし (4) ii ケースによる (2) iii 原則的にかかわる (2)

⑤ 現状の課題

その他の同意の扱い方・指導勧告の効果・苦労している点などの自由回答に寄せられた意見から、現状の課題を以下5点に整理した。

a) 対応困難な保護者と影響

表1に整理したように、「不同意」の判断からはじまり、法28条承認の後の家庭復帰にいたるまで、対応困難な親とその影響に苦慮していることが分かった。

b) あいまいな同意に対する対応

あいまいな同意に関する判断について3つの異なる方針が回答されている。児童相談所によって、法28条申立てに対する基準が異なっていることが明らかとなった。

i 明確な不同意以外は同意扱い(6) ・明確が不同意を表明された場合以外は、同意扱いとして法28条申立て無しに措置を行う
ii 同意書への署名原則必須(4) ・原則同意書への署名が必須であるため、あくまでも援助関係構築に注力する
iii あいまいな同意は申立(2) ・はっきりしない同意は以降の支援を考えて、申立てを行う

c) 申立てによる保護者の変化

好転したものよりも、指導勧告の効果のなさを指摘する意見や申立てにより関係が悪化したり、対立が解消されないという意見が多かった。

i 指導勧告効果無し (13)
ii 関係悪化・対立持続 (4)
iii 好転 (2)

d) 外部機関との関係

i 家庭裁判所の方針 (7)
ii 児童相談所の機能 (3)
iii 第三者機関の分離要求 (1)

e) その他

i 調査主体への要望・意見 (1)
ii 特になし (4)

表1 対応困難な親とその影響

	不同意の決定	法 28 条申立て	裁判	子どもの自立・ 家庭再統合に向けて
同意・不同意の安定しない親 (6)	一時保護長期化			
口頭同意、書面不同意の親 (4)	判断困難			
精神疾患の親 (3)	判断困難	話し合い不成立	意思能力問われる	
虐待の認識のない親 (9)	措置に同意しても虐待を認めない場合は判断苦慮	措置に同意しても虐待を認めない場合、家裁の法 28 条申立て成立に差がある		再統合プロセス苦慮
連絡のとれない親 (12)	判断困難、時間的負担大			再統合プロセス困難、子どもの再会希望かなわず、乳児の里親委託できず
威圧的な親 (5)	同意引き替えに要求、態度苦慮			子どもへの心理的圧迫、施設への要求
指導に応じない親 (2)				改善見込めず
施設での支援に同意しない親 (4)				ケースワークの負担増・施設入所負担金未払い 子ども：保証人問題・医療問題・進学問題

(永野咲・有村大士)

2. 調査2：ヒアリング調査

1) 調査の目的および方法

調査2の目的は、法28条申立てにまつわる個別事例について、より詳細な状況を把握し、現場での検討課題を把握することである。

そのため、2都道府県により詳細な3種の質問紙調査とそれをもとにしたヒアリング調査を行った。

2) 結果

①A票：法28条申立ての検討を行った事例

申立て検討事例として39件が寄せられた。これらの家庭の特徴を整理すると、母子家庭11件、生活困窮7件、親の異なるきょうだいがいる家庭7件、血のつながらない親（内夫・内妻含む）がいる家庭6件、生保保護を受けている家庭6件、精神疾患のある親の家庭3件となっていた。

また、虐待の認知については、否認または正当化している事例が35件（89.7%）であった。その他は、児童相談所の面会拒否3件、その後認知1件となっている。虐待の種別については、ネグレクト24件、身体的虐待7件、心理的虐待13件、性的虐待1件となっている。また、すべての事例が第三者機関による承認を受けている。

申立てから裁判までの期間については、最短で0.5ヶ月、最長で1年半であった。平均すると4.6ヶ月かかっていることが明らかとなった。また、親が面接を拒絶しているケースについて、審判の期間が長くなり、子どもが一時保護所や一時保護委託など、不安定な状況におかれているケースが多々見られた。その他にも、両親の離婚裁判の結果を待つ場合や、抗告された場合に長期化する事例があった。

②C票：親による連れ去りの事例

親による子ども連れ去りの事例は4件寄せられた。子どもの年齢では、低年齢の子どもに集中していた。また、引き取りは一時保護中に生じることが多い。連れ去りの場面からは、外泊中・面会中など子どもとの接触中に注意が必要であることを示している。連れ去り後の児童相談所の対応としては、警察への通報や頻回な家庭訪問が挙げられるが、結果的に行方不明になってしまった事例もある。

対応の課題として、圧力団体からの児童相談所への攻撃や子どもの所有する携帯電話の位置確認機能（GPS）から子どもの所在が判明してしまうことなどが挙げられる。また、精神不安定な親との関係構築には困難を感じていることが示されている。

3) 事例分析

①A票：法28条申立ての検討を行った事例

ヒアリング対象となった39事例は、ネグレクト17事例、身体的虐待16事例、心理的虐待5事例、性的虐待1事例（いずれも主たる虐待）である。以下は、その39事例に概ね共通する内容を中心としつつ、特徴的な内容を整理したものである。

a) 保護者の子どもの養育に対する問題意識、虐待および行為に対する認識

虐待の種類を問わず、虐待行為の否認や否定、子どもへの原因転嫁、しつけの一環としての行為の正当性の主張など、保護者の子どもの養育に対する問題意識や虐待および行為に対する認識の乏しさが、法28条申立て事例に共通する内容のひとつであった。そのため、児童相談所と保護者との問題意識や認識にズレが生じていた。このことが結

果的に、法28条申立ての理由である児童相談所の支援に対する拒否的・批判的および非協力的態度、施設入所に対する不同意、養育状況改善に向けた意欲の欠如といった子どもと家庭への支援方針に対する不満・不同意につながることは容易に想像できる。またこの児童相談所と保護者との問題意識や認識のズレは、自ずと子どもの状態に対する誤った認識にもつながる。「栄養失調」、「知的障害を含む発達遅滞」、「保護者への恐怖感」、「不登校」、「多動」、「性化行動」、「PTSD」など、いずれの事例においても、子どもの心身に何らかの悪影響が出ていたにも関わらず、これらの状況に対する理解は乏しかったといえる。したがって、保護者が子どもの養育に対してどのような問題意識をもっているのか、虐待や自分の行為に対してどのような認識をもっているのかということについて、さらに子どもの状態に対してどのように認知しているかということについて、丁寧な把握と適切なアプローチが必要である。保護者の子どもの養育に対する問題意識や虐待に対する認識へのアプローチにおいて、「虐待の告知」は重要な要素であるが、どの時期に、どのような方法および内容で行うのかについても、十分な検討が必要であろう。

また、2度にわたる法28条審判とカウンセリング受講という対応が採られたものの、虐待が再々発していた事例もあり、法28条申立てによる保護者支援に対する実効性についても今後の検討が必要であると考えられる。さらに、保護者に認知の歪みや精神疾患などの精神科領域の対応が必要な事例もあり、専門機関との連携が十分に図られる必要もある。

いずれにしても、児童相談所と保護者の子どもの養育に対する問題意識や虐待および行為に対する認識のズレをどれだけ埋められるか、保護者が子どもの状態に対してどれだけ適切な認知ができるかが、法28条申立てを検討する際のポイントなるといえる。

b) 職権による一時保護（一時保護委託を含む）

法28条申立て事例に共通する内容の2つめとして、職権による一時保護によって介入・支援がスタートしていた点が挙げられる。通常、一時保護も施設入所同様に、保護者の同意に基づいて実施されるものである。しかし、職権による一時保護は、子どもにとっての保護の必要性という視点、つまり子どもの心身状況および虐待状況の深刻性や継続性などに対する判断に基づく、いわば強制的な対応である。そこに、親の意向を尊重する余地はない。したがって、このことがその後の保護者との関係性に大きな影響を与えることにもなる。

保護者との関係性は、その後の援助の展開を図る上で重要な要素のひとつであるが、職権による一時保護は保護者の意向に反した対応となることが多く、そのため対応その

ものに対する反発や不満を招く可能性が高い。このことが前述の、保護者の子どもの養育に対する問題意識や虐待および行為に対する認識のズレとも相まって、法28条申立ての理由となることにもなる。したがって、職権による一時保護は、法28条申立てにつながるプロセスの第一段階として認識しておく必要があるといえる。

c) 一時保護および一時保護委託期間の長期化

法28条申立て事例では、一時保護および一時保護委託期間が長期にわたっていた点が、共通する内容の3つめとして挙げられる。児童福祉法に定められた原則2ヶ月間を超えて、なかには1年を超えていた事例もあった。

長期化の要因としては、第一に、一時保護の同意が容易に得られない点にある。これは前述のように、保護者の子どもの養育に対する問題意識や虐待および行為に対する認識のズレや職権による一時保護および一時保護委託に対する反発や不満などが生じることが多いからである。可能な限り、同意による一時保護を目指すことは、保護者の子どもの養育に対する問題意識や虐待および行為に対する認識の醸成になると同時に、今後の援助関係の形成・維持を図る上で重要である。しかし、一方で、一時保護の長期化を招くことになる可能性を含んでいる。第二には、法28条申立てから審判に至る期間が影響している。事例には、申立てから審判までに1年を超えているものもあった。法28条申立てそのものが少なかった頃に比べれば、迅速な対応が行われるようになってきているといわれるが、数ヶ月にわたって家庭か施設という不安定な状況に置かれる子どもの心身の状態を考慮すると、より一層のスピードアップが求められる。

d) 申立て理由・準備期間と内容・審判までの期間

児童相談所が法28条申立てを行う最大の理由は、すでに述べたように、児童相談所の支援に対する拒否的・批判的および非協力的態度、施設入所に対する不同意、養育状況改善に向けた意欲欠如などの子どもと家庭への支援方針に対する不満・不同意といった保護者側の要因である。それは、法28条に「…保護者の同意が得られない場合に…」とあることから当然なことである。しかし、事例のなかには、「子どもの状態および気持ち、保護者の認識を考え合わせると児童養護施設への入所が必要」、「保護者が児童相談所に対して批判的で話し合いが成立しない」、「生活の根拠すら確保せず、著しく子どもの監護を怠っている」など、児童相談所の分離判断に基づいた申立てもいくつか見られた。これまで、どちらかという申立てに対して慎重ないしは消極的であった児童相談所が、法28条申立ての積極的活用へと対応の転換を図ってきているといえる。

申立てに向けた準備は、最短でも1ヶ月は要していたが、

概ね6～7ヶ月間以内には終えていた。ただし、なかには9ヶ月を要していた事例もあった。また申立てにあたっては、児童福祉審議会への諮問をいずれの事例においても行っていた。児童相談所の判断の客観性を担保する上でも、必要な手続きであるといえよう。家庭裁判所との事前協議は、すべての事例とまではいかないが概ね実施されていた。なかには、事前協議と上申書の作成・提出の両方を行い、万全を期している事例もみられた。なお、事前協議のみで上申書の作成・提出をしていなかった事例は、事前協議の際に家庭裁判所調査官に対して上申書記載内容と同等の内容を伝達していることにより、省略しているものとも考えられる。これらのことから、申立て後の速やかな審判の実施と決定に向けた児童相談所の努力が垣間見られた。しかし、申立てから審判までの期間は、最短でも1.5ヶ月、最長では1年を超えていた事例もあり、その結果として一時保護および一時保護委託期間が長期化していた。したがって、家庭裁判所との事前協議や上申書の作成・提出といった申立てから審判までのスムーズな展開に向けた児童相談所の努力が、必ずしも結果を伴っていなかったということがいえる。子どもの最善の利益の保障という点からも、申立てから審判までの迅速な対応が可能となる方法論やシステム、法整備の必要があるといえる。

e) 子どもの意見の聴取

法28条申立てにおいて、子どもの意見、特に保護者に対する心情や保護者との生活に対する意向は、虐待の状態や保護者の問題意識および行為に対する認識、子どもの状態像への理解と並んで重要な要素である。事例では、保護者との生活はおろか、会うことすら拒否する意向を表明した子どもがいた一方で、接触を希望した子どももいて、保護者に対するアンビバレントな感情がうかがえた。また児童相談所では、このような子どもの意向を年齢にかかわらず聴取していた。子どもの権利条約にある「意見表明権」を具現化する取り組みのひとつであるといえる。

いずれにしても、子どもの意向を聞き取る作業は、適切なアプローチと丁寧さが求められる。特に乳幼児や知的障害児など自分の意見を言語化することが難しい子どもについては、子どもの権利の代弁者としての役割と関わり方が児童相談所には求められるといえる。

f) 児童相談所からの指導勧告要請、家庭裁判所による指導勧告とその内容および効果

児童相談所からの要請による指導勧告ではなく、家庭裁判所が自ら指導勧告を行っていた点が、共通する内容として挙げられる。そこからは、法28条申立て事例に対して積極的に関与しようとする家庭裁判所の姿勢がうかがえた。しかし、勧告内容は、「施設入所の同意を得ること」、「子どもと保護者との交流を図り、再統合を目指すこと」、

「保護者の養育に関する問題性の理解と改善への努力を図ること」、「地域の関係機関との連携を図り、家庭環境の安定を図ること」などの家庭へのアプローチの基本的事項といえるものに止まっていた。ここに、保護者に対して直接的指導勧告を行えない現行制度の限界があるといえる。

現行制度における家庭裁判所による指導勧告は、支援対象である保護者に対するものではなく、支援の実施対象である児童相談所に対するものである。つまり、児童相談所のより一層の努力を求めるのが家庭裁判所による指導勧告であり、申立てをした児童相談所が指導勧告を受けるという矛盾した制度となっている。そのため、児童相談所からは指導勧告のよる援助効果が上がっていないと判断されていたり、むしろ支援がしにくくさえていると判断されていたりしている事例もあった。家庭裁判所による指導勧告に実効性を持たせるためには、保護者に対するケア受講命令などの直接的な指導勧告が行える制度への変更が必要である。

g) 法28条申立てによる児童相談所と保護者との関係の変化

法28条申立てによって、「施設入所の同意」、「面会による子どもとの交流の実施」、「児童相談所職員との面接の実施」など児童相談所と保護者との関係が好転した事例もあった一方で、「児童相談所の関わりを拒否」や「対立」など関係が悪化したり、対立関係が継続したりするなど、両極端な変化が生じていた。なかには、児童福祉司が保護者の暴力を振るわれた事例もあった。児童相談所の法28条申立て行為自体が、保護者に対しての援助効果を及ぼす可能性があると同時に、保護者との関係性の悪化を増幅する可能性もはらんでいるのが法28条申立てであるといえる。

もともと法28条申立てには、児童相談所と保護者との対立関係が生じる可能性があるため、児童相談所にはこれまでどちらかという消極的な姿勢があった。近年、積極的活用へ転換が図られてきているとはいえ、対立関係は極力避けたいというのが担当者としての心情であろう。したがって、法28条申立てが保護者の心理に及ぼす影響や保護者指導に及ぼす影響、その実効性などについて明らかにしていくことが課題であるといえる。

h) 法28条申立てに伴う第三者の介入

第三者の介入のあった事例では、弁護士、NPOスタッフや親族などの保護者の私的關係によるものが中心であった。私的な関係の第三者の介入は、時として援助を混乱させる要因ともなるため、児童相談所としては極力避けたいところである。しかし、法28条申立てが訴訟行為である以上、保護者の権利を保障する上でも国選弁護人のような公的な第三者の介入は、むしろ必要であろう。その場合、

児童相談所でも、今以上に弁護士の積極的活用を図っていく必要があるといえる。

i) 法28条申立てが却下された場合の対応

即時抗告を予定していた事例もあったが、家庭引き取りによる在宅支援を予定していた事例が多くを占めていた。児童相談所としては、対立関係が継続もしくは悪化する可能性が高く、それまで以上の労力を必要とするであろう抗告という手段よりも、信頼関係をベースとした支援へと援助方針の転換を図ることを選択するのは、むしろ当然のことであろう。ただし、一度、対立関係となった保護者との関係をどのように修復し、支援へと結びつけていくかが課題となる。

j) 法28条申立ての更新状況

法28条申立ては、1度だけでなく、複数回の申立て、すなわち更新が行われる傾向があった。なかには、3回の更新を行っていた事例もあった。これは、2年間という期間内で、保護者自身の問題状況の解決・改善や親子関係の修復・改善を図ることの困難さを物語っているといえる。それだけ複雑化、多様化、困難化した事例が、法28条申立ての対象事例となるということを示しているということでもある。設定された2年間で支援効果を挙げることが難しい事例が法28条申立ての対象となっているのであれば、更新の期間設定を検討する必要があるといえる。

また、更新に伴う準備（書類作成等含む）もその都度必要とされることから、法28条申立ての更新は、それだけで担当者に負担を強いるものでもあるといえる。担当者の負担軽減という点からも、更新期間については検討の余地があるといえる。

k) 審判内容に対する保護者による抗告

保護者による抗告は1事例しかなかった。しかし、だからといって、抗告の手続きをとらなかった保護者が審判の決定内容を承諾・同意しているかという点、必ずしもそうとはいえない。なぜなら、前に述べたように、保護者との関係に変化が見られないことや対立関係が継続していることなどが、法28条申立て後の児童相談所と保護者との関係として示されていたからである。家庭裁判所による指導勧告とも併せて、審判内容への理解と同意に対する保護者への家庭裁判所からのアプローチが必要であろう。

l) 児童心理司・精神科医等の関わり

関わりのある事例では、児童心理司・精神科医ともに子どもへの面接、診察が中心であり、法28条申立て事例に特有の関わりがあるわけではなかった。しかしなかには、精神科医が、保護者の児童相談所に対する不満や拒否感の軽減、児童相談所への保護者対応の助言といった、児童相談所と保護者の橋渡し役を担っている事例もみられた。

児童相談所の保護者の対立関係が生じやすい法28条申

立て事例においては、第三者的な立場をとりやすい精神科医の活用は有効であると考えられる。

m) 事例への対応の課題、その他

法律や体制の整備を中心とした対応の課題としては、第一に保護者指導に対する司法の積極的関与、すなわち保護者に対する家庭裁判所の直接的指導勧告が出せる制度への変更、第二に法28条の更新までの期間の延長、第三に保護者からの支援が得られない子どもに対する社会的自立に向けた支援策の確立ならびに心理的ケアの特に必要な子どもの受け入れ先の確保、第四に精神科領域の対応が必要な保護者への支援策の確立などが挙げられていた。また外国籍の事例では、専門用語の理解できる通訳の問題も指摘されていた。

②C票：保護者による連れ去りの事例

ヒアリング対象となった5事例は、実際に連れ去られた4事例（いずれもネグレクト）と連れ去り未遂1事例（身体的虐待）であった。以下は、実際に連れ去られた4事例に概ね共通する内容を整理したものである。また、参考までに未遂事例の状況の記述しておく。

a) 保護者の虐待および行為に対する認識

いずれの事例も、保護者に精神科領域の問題があり、そのため子どもの養育状況に対する適切な認知ができていなかった。したがって、自分の行為がネグレクトにあたることに対する認識もない状態であったといえる。

保護者に虐待および虐待行為に対する認識がない場合、それは児童相談所の支援方針の理解を困難なものにしてしまう。そのため、事例にもあったように、保護者自身がかってに短期間の入所をイメージしていたり、そもそも子どもが一時保護されること自体を理解できていなかったりすることになる。その結果、児童相談所の支援方針に対する不満・反発が生じることとなり、強引な引き取り行為につながっていくといえる。保護者の虐待および行為に対する認識に対するアプローチは、その後の保護者の動向を見極めていく上でも、また支援を展開していく上でも重要なポイントであるといえる。

b) 連れ去り時の状況

一時保護中および施設設置中の面会や外泊といった子どもと保護者との交流場面で発生していた。子どもと保護者との交流を通して、親子関係を維持したり、修復したりしようと試みた児童相談所の方針が、結果的に逆効果を招いてしまったといえる。精神科領域の対応が必要とされる保護者でもあったことから、保護者の行動の予測をしづらい面もあったと考えられるが、だからこそ子どもとの交流計画には慎重さが必要であった。

分離事例においては、親子関係の継続・維持といった観点からも、また親子関係の修復ないしは再構築といった観

点からも、子どもと保護者との交流を図ることが原則である。虐待事例では、一部、面会・通信を制限せざるを得ない事例もあったが、それでもいずれかの時期では子どもと保護者の交流を図る時期を検討することとなる。子どもと保護者の交流を図る上では、子どもの保護者に対する想いや心身の状態も第一に考慮しつつ、保護者の現状に対する理解度を考え合わせて、時期と内容を十分に検討する必要がある。

c) 連れ去り時の児童相談所の対応

居所が判明している事例では、家庭訪問を繰り返すなど、児童相談所が積極的に捜索活動を行っていた。一方、居所不明の事例では、警察への捜索ないしは保護を依頼することが一般的であるといえる。連れ去り後の虐待の再発の可能性もあることから、警察との迅速な情報交換・連携が必要であることはいうまでもない。

d) 発見後の児童相談所の対応

子どもが発見されて以降は、再度児童相談所ではそれまでの支援方針ないしは内容の変更を行っていた。具体的には、「入所施設の変更」、「職権保護への切り替えと一時保護先の変更」、「施設入所から在宅支援への変更」といった内容であった。

施設入所から在宅支援へと支援方針そのものを変更したものを除いては、子どもの生活の安定を図りつつ、保護者に支援方針を理解してもらうためのアプローチの内容が重要である。2次、3次の連れ去り行動を怖れるあまり、保護者に対して面会・通信制限などの強硬姿勢をとりたくなるのが心情であるが、ここでの保護者へのアプローチが今後の支援の展開に大きく影響することを考慮して、慎重に対応する必要がある。また施設入所から在宅支援への支援方針を変更したもので、保護者に対する十分な説明は当然のことながら、地域の関係機関への情報提供と協力関係が構築・維持していくことが求められる。

e) 対応の課題、その他

精神科領域の対応が必要な保護者に対する法律や制度による対応の限界が挙げられていた。保護者の行動をどのように制限するのか、また制限の方法について、親権の一時停止制度も含めて、保護者の人権に配慮しつつ、子どもにとっての最善の利益という観点から再考する必要がある。

また、圧力団体も含めた第三者の介入への対応も課題として挙げられていた。弁護士の積極的活用など検討が必要であろう。

f) 未遂事例の状況

この事例は、法 28 条申立て中の一時保護時の、保護者による連れ去り未遂であった。

虐待を要因とした行動上の問題を抱えた子どもでもあったことから、一時保護中の面会・通信制限を実施するものの、そのことに対する反発から、強行に子どもを連れ去ろうとしたものであった。

もともと一時保護時点から、虐待および行為に対する認識は乏しく、「一時保護は人権侵害」と主張するなど、何らかの行動が懸念される事例でもあった。子どもが所有する携帯電話の GPS 機能を活用し居所確認し、連れ去り行動に至った。最終的には、児童相談所職員と警官による説得により未遂に終わっていた。

4) 法 28 条申立てに至ったプロセスと保護者の特徴

① 法 28 条申し立てに至ったプロセス

39 事例の共通する内容を中心として、それぞれの事例に特徴的な内容を、子ども虐待への対応の基本的な流れ（発見・通告→調査→介入（一時保護を含む）→支援）に沿って整理すると、法 28 条申立てに至るプロセスを次のように図示することができる（図 1）。

② 法 28 条申立て事例の保護者および家庭の特徴

同じく、39 事例の保護者に関連する内容を整理すると、法 28 条申立てに至る事例の保護者の特徴を次のようにまとめることができる（表 2）。

なお、これらの特徴群のなかでも特徴的なものとしては、虐待の種類別における行為に対する認識と、更新事例における申立て後の保護者の養育状況に対する改善意欲であった。

虐待の種類別における行為に対する認識において、身体的虐待では、実際に行った行為は認めるものの、しつけの一環と主張したり、行為の原因が子どもにあるとしたりという“行為を正当化”する傾向があった。また例外的に“いき過ぎた行為”として認識していたものもあった。一方、ネグレクトでは、自身の行為が虐待にあたるという認識そのものが欠如もしくは不足している傾向があった。しかし、いずれの種別においても、虐待とは認識していなかった点が大きな特徴であった。

また法 28 条申立て更新事例においては、養育状況改善に対する意志・意欲が見られない点が共通していた。

（村田一昭）

図1

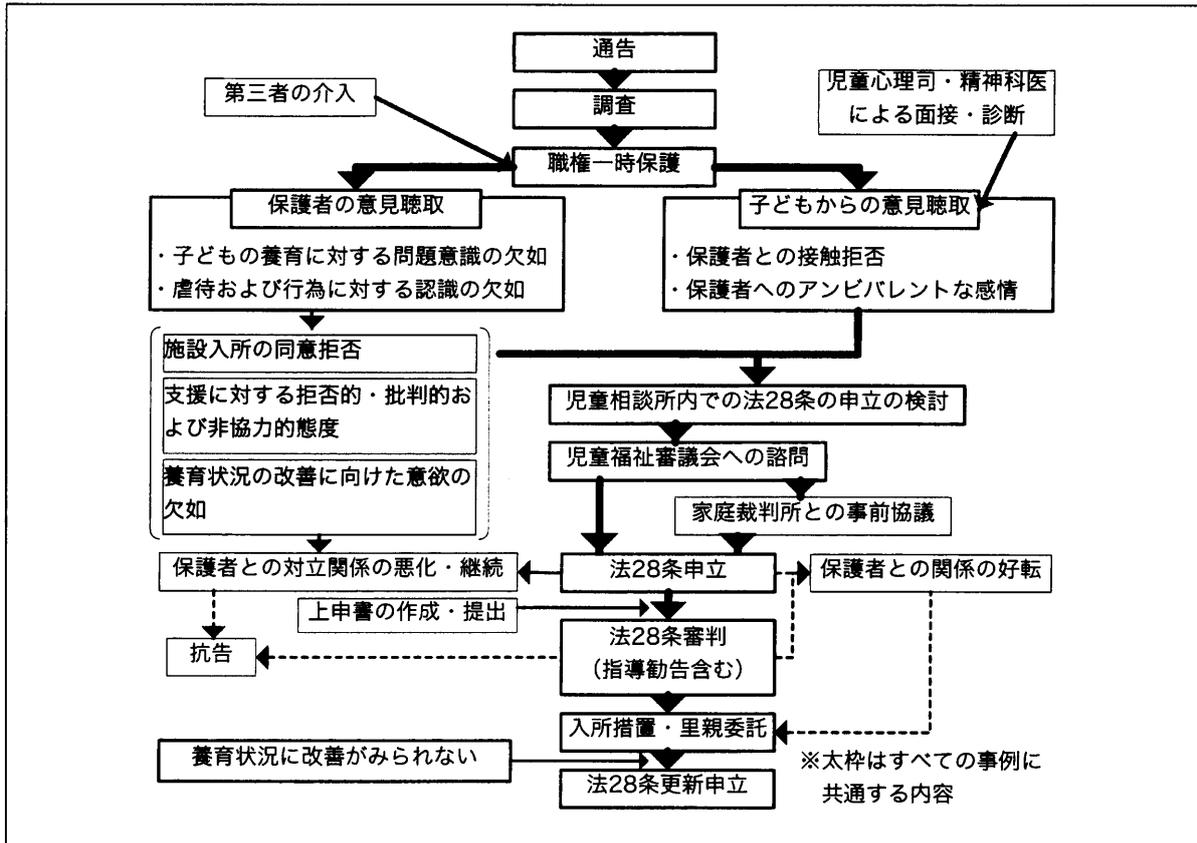


表2

	特徴	具体的内容
心身状態	・不安定な精神状態	・精神疾患またはその疑い ・人格障害(疑い)
家庭状況	・不安定な経済的基盤	・ひとり親家庭 ・生活保護受給家庭 ・借金等生活困窮
家族関係	・複合した親子関係	・異父または異母きょうだい ・血縁関係にない親子
虐待に対する認識	・行為の正当化 ・行為の否認 ・虐待に対する認識の欠如	・しつけの一環と主張 ・子どもに問題ありと主張 ・自己の正当性の主張
児童相談所に対する態度・姿勢	・非協力的 ・拒否的 ・攻撃的 ・批判的 ・威圧的	・接触拒否 ・応答拒否 ・話し合い拒否
児童相談所への行動化	・脅迫 ・暴力	・怒鳴る ・脅す ・つかみかかる ・テーブルを叩く

3. 調査3：司法審査における証拠資料としての児童相談所の心理所見について

1) 児童福祉における司法審査をめぐる状況

児童相談所の心理所見が法的審査における証拠として扱われる機会はそれほど多いわけではない。これは日本の児童福祉制度の特徴として、例えば親権への介入についても、ごく一部で裁判所が行政の権限行使についての承認審査を行うことはあるが、全体としては、行政サービスにおける判断と権限行使によって実務が遂行されるように規定されていることによる。児童相談所（以後、児相と表記）は臨床的・法的な判断決定から実際の権限行使までを担っている。これに対して多くの点で日本の児童福祉専門性のモデルともなってきた欧米では、親権への介入についての権限行使の決定は裁判所や司法担当者がその都度、直接担当することが制度化されており、行政はまず限定期間初動での対応と調査に基づいて裁判所・司法担当者へ意見申立てを行い、裁判所・司法が直接当事者らと行政機関に対して裁定を下すことになっている。そのため、行政が行う臨床的判断と所見は司法の審査と決定を経て次の援助へと進行していく過程をとる。

日本の児相の対応は、その基本が行政サービスとしての臨床的援助である結果、親権への介入においても可能な限り保護者・本人の同意に基づく援助関係に基礎を置く。従って介入的な権限行使は援助が困難をきたした場合の例外的な事態におけるやむを得ない対応と位置づけられる。児相の基本姿勢は援助であり、臨床的な専門性に基づく援助対応上の選択肢に権限行使が含まれており、権限行使と臨床的な援助は一体的に行われることが望ましいとされてきた。

こうした現状の中で児相はその実務において裁判所や司法のまなざしの下で法的な事実立証の客観性を問われたり、要請されたりする機会は限られてきた。しかし児童福祉法が規定する国及び地方公共団体が担う子どもの安全と健全育成についての親権への対応は、児相が担っている臨床的な援助専門性における対応範囲を超えたところまで来ている。また最近の社会情勢・価値観の変化は、公的サービスによる対人的な利害関係の調整や援助の提供に、契約主義や法的な客観性に立った根拠・説目の呈示を必要な手続きとする考え方が浸透しつつある。人間社会で起こるジレンマ問題・トラブルへの文化的な対処姿勢が、わが国固有の集団全体の調和的配慮と調整による互恵的解決から、当事者同士の権利主張の衝突を通じての法的な問題解決へと価値の重点を移し始めており、児相の対応もそうした動向と無縁ではあり得ないと思われる。

2) 法的審査の証拠としての児相の心理所見について

児相の心理所見が、法的審査の証拠として扱われるのは、現状では家庭裁判所への申立てがほとんどである。かつては申立て本文内に、相談経過情報と共に心理所見

が組み込まれて書かれる事例もあったが、児童虐待防止法施行以降、申立て件数の増加に伴って法律家の助言・応援を得るようになり、申立て手続き全体が法的に整備され、心理所見は医師の診断書と共に独立した証拠資料として添付されるようになった。そして申立て本文や審判書に所見内容が参照・引用されるという形へ整理されてきた。

こうした経過と共に心理所見が医師の診断書と並んで、子どもの被害状況や、その結果として生じている問題・症状、子どもの現状を確認する資料として、また子どもの援助ニーズを説明し、児相の援助方針を裏付けるものとして位置づけられるようになってきた。しかし児相本来の治療的・臨床的手法は、法的審査における客観性や証拠性といった条件に焦点化された対応や手法とは異なっている。これは治療的な臨床医学と法医学や精神鑑定との違いに類似する。また時として危険な診断万能主義のために心理診断に対する的外れな過剰期待が生じたり、公平性や客観性が担保されないままの治療上の主張が法的な立証性を前提とする主張と混同されたりといった問題が生じる可能性も増している。ここに法と心理学、精神医学の接点における課題が浮かび上がる。

法的審査の証拠としての臨床課題はどの分野においても、欧米においては「forensic～」と呼ばれる領域を形成している。欧米における「forensic～」の所見はしばしば法廷の場でその真偽が争われるものとして扱われてきた。日本の児相の心理所見は、今のところ家事審判における承認申立ての傍証として裁判所の審査を受けているだけである。ただしもし相手方からその所見内容に不同意が示され、別な専門家のセカンドオピニオンが提出され、内容の真偽について、裁判所の判断が求められる事態になれば、欧米で「forensic～」と呼ばれてきた領域の課題はそのまま児相の課題となる可能性がある。

3) Forensic という課題

「forensic～」と呼ばれる領域にはふたつの課題が標準的に設定される。ひとつは提示される情報の収集方法における客観性の保証と公平な妥当性が保障されているか、もうひとつは収集された情報が法的問題の判断要件に照らして、客観的な合理・妥当性が保障された情報となっているかである。得られた情報は法廷での争いにおいては利害相反するいずれかの側の主張根拠となるが、児童福祉法上の承認事案に関してみれば、本来のクライアントは裁判所である。

法的に最も厳密な取り扱いを要するのは刑事捜査、刑事裁判における犯罪事実の立証である。疑わしきは容疑者の利益にというルールの下で、否定できない事実の真偽が争われ、調査方法や事情聴取の適正さ、妥当性が問われる。最近日本でも話題になっている forensic interview は法制度の違いもあり、わが国ではそのまま法的手続きとして適用することはできないが、forensic

interview を法的手続きとして制度化してきた国々では基本的に法的なこれらの法的要件をクリアすることが forensic interview の前提となっている。具体的には、法的な手続きにおける事情聴取においては、暗示、誘導、教唆、報酬等の効果が否定できない調査方法、調査内容はその真実性が疑われ、予断と偏見の排除が保障されず、証拠能力が疑われる。またビデオ録画では、面接者の体動（うなずきやしぐさ、姿勢の変化）、表情、話すスピード、語調、声のトーン等の変化も暗示、誘導、教唆のサインとして吟味の対象となる。これらを周到にコントロールし（機械の不調によるかもしれない声のトーンの変化でも、それは記録された事実として扱われる）、法的に客観的かつ公平な事実を立証することが forensic interview と呼ばれる領域の実務的な課題である。

児相の心理所見で検討されるべき forensic 課題は、情報収集においてはその客観性の保障、収集された情報としては子どもの安全と福祉の向上のための対策根拠の提示にその焦点があると言える。

4) ヒアリング調査結果

今回、児童福祉法第28条申立てにおける証拠として添付される心理所見の書き方について、ある程度、整理した文書案（添付資料参照）を、法28条申立て事案についてヒアリング調査を依頼した各児相にあらかじめ送付し、それを読んでの意見をヒアリング調査によって収集した。結果としてかなりの量の回答が寄せられた。各回答要旨を以下の項目に分類し直して示す。

【課題内容に関すること】

臨床的な所見は子どもの立場から書かれるものだが、法的に扱われる所見においては第三者的な立場に立つ必要があるとみられる。そうした意味での所見の立ち位置のようなことを分かりやすく提示することが必要。

虐待の影響を評価するには虐待を受ける前からの生育歴、親子関係の評価、虐待を受けた以降の環境の影響などの評価が必要となる。またネグレクトや心理的虐待においては具体的な事実確認とその出来事が子どもに与えた影響を評価する必要がある。ただし、それらの個々の出来事を、forensic という感覚で捉えることは、児相の現状としてはまだあまり一般化していないし、その経験も限られている。また、子どもが見せる総体的な表現としての現状から、過去の個々の出来事の影響を見分けてその影響と証明することはかなり難しいのではないかと考えられる。

【扱う情報に関すること】

面接に関する記録の取り方、客観的に見直せる記録の取り方が重要と考える。子どもが語る言葉に注目することで、それを事実として扱うという考え方は分かるが、臨床的なアプローチとしては、子どもの表面的な表現の背後にある子どもの気持を当然推定するのだが、それを法的な客観情報としてどう扱うかには課題がある。

視覚的に子どもの変化を訴えるという点で、箱庭や描画等の資料提示も効果的ではないかと考えられる

【文書構成や表現に関すること】

送付された文書案には必要なことが網羅されているがもっと分かりやすくする必要がある。全体的な構成を単純化・簡略化することも必要。文章表現が硬く読みづらい。表現に工夫が必要。例が示されている点は参考になるが、同時に見解の違いも生じてくる。専門用語の使用を抑えることの工夫を徹底することも課題である。

【こうした文書の使用目的に関すること】

利用者の経験年数や実際の経験内容によって理解に差が生じるのではないかと。現場の実務担当者に分かりやすいガイドラインを示すのと、そうした所見をSVの立場・経験のある者がみるのとでは異なった情報の形があるかもしれない。送付された文書案は、SVの立場からみればある程度、適合するのではないかとと思われる。

5) 法的審査における心理所見のための論点整理

4. のコメントを求めるにあたって送付された案文は、心理所見のSV担当者として所見作成者の経験の累積、覚書として書かれたものである。もしも新たに証拠として添付する心理所見をこれから作成しようとする実務者向けのガイドラインを考えると、それは別に作成すべきであると考えられる。また案文作成の過程と今回のコメントから、以下の観点整理が基本的に必要と考えられた。これらの検討内容は今後の実務経験のフィードバックによって随時検証されるべき課題である。法的な対応課題は常に新しい法制度とその運用としての判例、事案を素材として更新されるべきものである。

① 治療的な臨床所見と法的審査のための所見における客観性・専門性の違い

心理査定に基づく治療援助のための臨床所見は基本的にこれから何を試みることが有効だろうかという課題に照準が当てられている。あまり将来の支援には示唆を与えていない単なる出来事の説明を除けば、過去の出来事の意味やその影響の評価は、治療援助のプランニングと以後の実践からのフィードバックを前提としている。得られた臨床的なデータの解釈仮説は仮説検証的なアプローチの選択肢の幅を広げるために作成される。収集された生育史のエピソードや症状の解釈は、当事者である子どもと援助者の関係の中で今後、見出され、語りだされるべき物語のいわば予行演習とでもいえるものである。データに基づく慎重なアセスメントが確保しようとする客観性は、排他的・絶対的な単一の結論へ対応方針を絞り込むためのものではなく、流動的な状況での将来予測、不安定な確率における対応の優先順位を吟味し、直観的・感覚的な解釈だけによる偏りを補正すること、次々に生じてくる様々な出来事、情報の中で、主題となるべき課題を見失わないようにするためのものである。

これに対して、法的審査において求められる情報は原

則的に、過去の事実経過の確認・確定と、その結果生じてきた事象の継時的・因果的な関連性にしばしば焦点がおかれる。将来への予測に関しても現在までのどこかの時点で確認された事実に基づく評価・判断が重視される。求められる客観性は、相反する利害関係や対立する見解に何らかの方針・方向性を導き出すための根拠となることが求められる。呈示される評価には学問上、社会通念上、一致・確定をみた権威的事実に基づいているかどうかはしばしば問われる。結果的には相対的にしる、優先順位のある結論を導く情報が注目されやすくなる。提示される見解は、公共性、一般性、再現性あるいは類似の状況での追認が可能な安定性・一貫性が期待される。

この対比をみただけで、通常の治療的臨床の専門性における客観性と法的審査における客観性にかかなりの違いがあることは明らかである。そしておそらくそれを得るための専門性にも違いがある。この専門性の違いは先に述べたように診療場面での治療のための臨床医学と司法の領域での法医学や精神鑑定の違いと類似する。

② こころや感情についての表現とその評価

forensic な課題における心理学上の焦点は子どもの証言の評価にある。通常は目撃証言など、事実認定に関する子どもの証言の評価である。性暴力被害を初めとする子どもの被害事実についての forensic interview はこの点での重要な手法である。

しかし、法 28 条などの申立てに関してはもうひとつの厄介な課題がある。それは子どもの感情や経験の評価、意向に関する所見である。ある子どもが父親のことについて「～くんのお父さんってどんな人？」と尋ねられて、「怖い。怒ると叩かれる」と言ったとする。「そうか、叩かれたりするんだ」と面接者が応じると、「でもね、やさしい時もある。だから早く会いたい」と言ったとする。「～くんはお父さんと早く会いたいのか？」「うん、会いたい。でもね、怒らないって約束してほしい。」「怒らないって約束してくれたらいいなって思ってるの？」「うん、でも無理。」「どうしてそう思うの？」「だって僕が悪いから」…。そして子どもが絵を描いて、「これね、お父さん」「これがぼく」「でね、これがおかあさん」「おとうさん怒ってるから真っ黒！」と叫んで父親とした人物を黒く塗りつぶし、それから家族全員を塗りつぶした…。こうしたやりとりは日常の臨床場面ではよくみられることである。これを子どもの治療的な文脈での临床上の資料として扱うのではなく、法的な申立てにおける家族に関する子どもの感情や経験、意向として報告するとしたら、どのように扱うべきだろうか。

法的な吟味では、目で見、耳で聞くことのできる、具体的に表出され、客観的に、日時の特定を伴うようなある確認された事実が重視される。心的な事柄を扱う場合にも、それらは態度、しぐさ、姿勢、表情、発声、言葉、行動・行為等が傍証として確認されることが期待される。検査データが解釈される場合にはその解釈手法が客観的

に広く社会的にも承認されている実証性と安定性をもってることが期待される。しかし、およそ人のこころや感情、動機、将来の行動予測に関することでそれを十分に満たすことは難しい。従って、ここでは観察された事実とそれによって比較的直接的・明示的に説明できる事柄に焦点を当てることが重要となる。

矛盾した、あるいは相反する期待や感情のせめぎ合いは人の心の常である。表明された意向と十分に意識されていない動機が乖離(症状としての解離ではない)しているといった事象も日常的な現象である。しかしその一つ一つに何らかの客観的な根拠となる観察情報を与えることには限界がある。心理学では投影法を初めとする心理検査を用いてこうした課題に取り組んできた。ただし、投影法の情報が法的な審査における客観性をどの程度確保したもとして提示できるかにはかなり複雑な問題が含まれる。投影法が持つ複雑な両義性や輻輳は人間の精神現象そのものの性質を反映している。しかし法的な審査の場で双方の臨床家が両義的な対抗する仮説を提示することになると、立証問題は泥沼化してしまう危険性がある。例えばロールシャッハテストが統計的な手法を含むエクスナー法に到達したこと、しかしまたエクスナー法がある種の特異な問題においては一般的な分析だけでは十分な識別性を持たないことなどもこの種の問題につながる課題である。

家裁での承認審判を想定した児相の所見としては、こうした葛藤や矛盾を含む心の問題はその各々を想定させる具体的な発言や行動を示した上で、一般的な社会通念上の理解と了解を前提に説明することが妥当であると考えられる。もしも心理学上の特定の検査手法を前面に出してそれを説明する場合には、十分なバックデータがあるか、当の事案でも、事後の別の事案でも、その所見と矛盾するような解釈可能性が生じないか、生じ得るとすれば、それについても一貫した説明を与えられるような呈示の仕方が必要となる。

③ 立証の困難性について

法的審査で問われる課題のひとつに、ある不適切養育の事実や経過が子どもの心身の発達や適応にダメージを与え、その兆候が何らかの問題行動や症状、発達状態に反映しているか、あるいは子どもの示す対人的行動や情緒的反応が、ある不適切養育のダメージを反映していると言えるかどうかということがある。何か極端な恐怖やトラウマとなる事態が、突出的に認められ、その他には子どもの安全や安心を脅かすものが少ない生育経過をとっていた事案の場合には、ある程度消去法的に子どもの問題・症状を特定の事実経験と結び付けることができるかもしれない。しかし、恒常的に子どもの安全が様々な脅かされており、未知のトラウマ的な事態も潜在し得るような環境を生きてきた子どもの場合には、特定の環境要因と子どものある状態を点と点をつなぐように結びつけて説明することは困難である。そもそも人の生活行動

上の特性は複数の経験要因の相互的で偶発的な組み合わせが織りなす流動的な表現である。ある程度の消去法的な吟味は試みるとしても最終的なある一時点の表現が、過去のある時点の経験を反映していると証明しようとするそのものが非合理的なこともある。それよりも総合的な表現として、過酷な逆境経験の蓄積といった前提が無ければ見られないような行動特性を説明する方が、まだ全体的な妥当性を主張しやすいかもしれない。心理学の立場からはこうした課題について基本的な立証の困難性を説明することになるだろう。その上で、相対的な比較や総合的なある状態像について、それが何らかの過酷な侵害経験や恐怖体験無しには説明しにくい現象であると言えるかどうか、ただしもし、そう言えたとしても、その元になった事実の特定は難しいことを説明することになるだろう。

6) 個人情報と司法審査における心理所見

心理所見そのものの内容の検討とは若干視点が異なるが、司法審査と児相の心理所見の関係において個人情報の扱いとの関係はもう一つの重要課題である。個人情報の扱いについては、個々の自治体が制定している個人情報保条例の規定による。

ただし、共通してみられる規定上の条件はある。それは親権と子どもの権利の間での利益相反事態での行政機関による不利益処分に関することと目的外使用に関する基本的なルールである。

個人情報における守秘義務は基本的に当該の自治体が何らかの根拠を持って訴訟の手続きを採る場合には除外され得る。児童福祉法の第28条や33条に定めるところに従って家裁に申立てを行うことはそのひとつである。親権者に対しては明らかに利益相反する行為であることから、児童福祉審議会への諮問を経て意見聴取を行い、その助言も考慮して対応を判断決定すべきことが、これも法的に規定されている。この手続きは児童福祉法の定めるところである、子どもの福祉に著しく反する事態を防ぐことに目的が限定されている。

課題はそれ以外の訴訟としての司法審査における心理所見の扱いである。親権の制限や喪失宣告を要請する手続きは児童福祉法に規定されている手続きに従うが、刑事告発や親権変更はそれに該当するか、損害賠償訴訟はどうか、といったことである。児相がそれらの訴訟当事者となる場合には、児童福祉審議会の諮問を経ることが原則となっている。しかし訴訟当事者は別で、その原告や被告の提出証拠としての提供依頼があった場合、あるいは裁判所を通じての調査囑託、裁判所からの審尋についての対応については、法的拘束性と任意性の境界が必ずしも明確ではない。この場合、関係者の間に何らかの不利益を発生させる危険のある情報の目的外使用に関してどのように対応すべきか、個別に検討することが求められる。

7) 今後の検討へ

今回の検討は例示として示した文書案についての意見集約と課題の整理である。欧米の文献を検索すると、相当数の研究論文がこの分野で領域ごとの議論を展開している。¹⁾ただし、その主流は刑事裁判の証拠問題がキーになっているようにみえる。わが国の児童福祉分野での心理所見のあり方、家裁申し立てにおける証拠資料としての所見のあり方については、これらの動向も踏まえながら独自の検討を続けていくことが必要であろう。

参考文献

- 1) Hall, Harold V. Ed. Forensic Psychology and Neuropsychology for Criminal and Civil Cases. CRC Press Taylor & Francis Group 2008.

(山本恒雄)

V. 本研究の成果

結果と考察については、既に各研究のまとめで述べた。本研究の主な成果について、以下のようにまとめられる。

1. これまでより詳細な児童福祉法28条適用事例の流れが把握できた。また、
2. 第三者に諮る仕組みの内容、
3. 取扱件数が少ない児童相談所では、28条申請に関わる手順・ルールが定められていないこと、
4. 児童相談所が親の表面的同意、消極的同意に関しての意識の差、
5. 心理司の関わりについて情報を得られた。最後に、
6. 児童福祉法28条を適用、あるいは適用する必要性を感じたすべてのケースについて、細かくヒアリングができたことにより、対応の流れや困難点が実践プロセスに沿って把握できたことである。

※ 単純集計結果

<法 28 条事例概況>

表a 初回申立て

項目	度数	%
なし	65	44.5
1 件	28	19.2
2 件	17	11.6
3 件	10	6.8
4 件以上 5 件以下	20	13.7
6 件以上 10 件以下	5	3.5
11 件以上	1	0.7
合計	146	100

表b 承認

項目	度数	%
なし	3	3.7
1 件	29	35.8
2 件	16	19.8
3 件	16	19.8
4 件以上 5 件以下	14	17.3
6 件以上 10 件以下	2	2.5
11 件以上	1	1.2
合計	81	100

欠損値

65

表c 更新申立て

項目	度数	%
なし	90	61.6
1 件	25	17.1
2 件	18	12.3
3 件	6	4.1
4 件以上 5 件以下	5	3.4
6 件以上 10 件以下	2	1.4
合計	146	100

表d 承認

項目	度数	%
なし	2	3.6
1 件	26	46.4
2 件	17	30.4
3 件	4	7.1
4 件以上 5 件以下	5	8.9
6 件以上 10 件以下	2	3.6
合計	56	100

欠損値

90

表e 第三者に諮問する仕組み

項目	度数	%
ある	120	83.3
なし	23	16
設置について検討中	1	0.7
合計	144	100

欠損値

2

表f 法 28 条申立ての条件・基準

項目	度数	%
自治体において規定	9	6.4
児童相談所単位で規定	10	7.1
その他	11	7.8
なし	111	78.7
合計	141	100

欠損値

5

<場面による同意の判断>

表g-1 児童相談所に同意、市町村には不同意

項目	度数	%
1	52	38.2
2	60	44.1
3	11	8.1
4	10	7.4
5	3	2.2
合計	136	100

欠損値

10

表g-2 「勝手にしろ」一点張り

項目	度数	%
1	12	8.6
2	57	41
3	27	19.4
4	25	18
5	18	12.9
合計	139	100

欠損値

7

表g-3 同意も反対もせず

項目	度数	%
1	14	10
2	43	30.7
3	51	36.4
4	16	11.4
5	16	11.4
合計	140	100

欠損値

6

表g-4 虐待行為認めず

項目	度数	%
1	56	40
2	54	38.6
3	12	8.6
4	14	10
5	4	2.9
合計	140	100

欠損値 6

表g-5 施設種別不一致

項目	度数	%
1	12	8.6
2	37	26.4
3	33	23.6
4	32	22.9
5	26	18.6
合計	140	100

欠損値 6

表g-6 一時的な同意

項目	度数	%
1	47	33.6
2	45	32.1
3	31	22.1
4	14	10
5	3	2.1
合計	140	100

欠損値 6

表g-7 連絡つかず

項目	度数	%
1	10	7.1
2	31	22.1
3	45	32.1
4	19	13.6
5	35	25
合計	140	100

欠損値 6

<心理司関与について>

表h 児童心理司関与方針

項目	度数	%
原則として必ず関与	79	57.7
関与しない	7	5.1
場合によっては関与	46	33.6
その他	5	3.6
合計	137	100

欠損値 9

表i 関与件数(申立て)

項目	度数	%
なし	58	47.2
1件	27	22
2件	12	9.8
3件	6	4.9
4件以上 5件以下	15	12.2
6件以上 10件以下	4	3.2
11件以上	1	0.8
合計	123	100

欠損値 23

表j 関与件数(更新)

項目	度数	%
なし	74	68.5
1件	10	9.3
2件	13	12
3件	7	6.5
4件以上 5件以下	2	1.9
6件以上 10件以下	1	0.9
合計	108	100

欠損値 38

資料 ※今回は、ヒアリングにご協力いただいた児童相談所へ提示したものを示すこととする。なお、集約した意見は文中に示した。

児童福祉法第28条等の申立て証拠資料としての心理所見について

日本子ども家庭総合研究所：山本恒雄

1. 基本的留意点

1) 臨床的なアセスメントとしての心理所見との違い

法的な申立て証拠資料として提出される心理所見は、その他の証拠資料と共に裁判所への申立ての根拠を示し、補強するための資料である。その内容は、社会通念上、学問上いずれの観点からも、客観性と合理妥当性が認められる情報であることが期待される。所見の第一のクライアントは裁判所である。

臨床的なアセスメントとしての心理所見は、現時点で援助対象者をどう理解すればよいか、とりわけ、これから行われる援助においてどう取り組んでいけばよいかについての作業仮説、援助方針の提示を目指している。従って所見においては心理検査や社会調査から得られた情報に基づく多様な評価・解釈、それから推測される可能性が追求され、今後の臨床実践において吟味されるべき様々なアプローチを提案することが期待される。所見の第一のクライアントは援助対象者であり、第二は援助の実施機関あるいは援助担当者である。

臨床的なアセスメントにおいても、提示される仮説の根拠となる評価・解釈については、もちろん学問上の客観性や信頼性が確認されていることが前提となるが、それから提示される仮説においては、今後の臨床的な治療・援助の有効性についてはかなりの幅をもった様々な将来への可能性追及に焦点がある。

法的な証拠としての心理所見は客観的に確認され、確定された事実情報、過去から現時点までの事実評価に焦点が置かれ、それに基づく所見であることが期待される。将来の展望に関しては、これまでに確認された事実に基づいた根拠ある援助提案であることが要請される。

2) 法的立証性の観点からみた所見とは

法的立証性の観点では、社会通念上、学問上いずれの観点からも客観的で合理妥当性が認められるような事実情報が重要な根拠として評価される。客観的に確認された自発的で具体的な行動、発言は特に事実として重視される。その行動、発言から直接確認できるような、ある事態についての情報、説明された動機・感情の評価は、それが第三者からの介入や強制、誘導を受けたものでなければ、ほぼ、事実と同等の扱いを受ける。逆説的、あるいは矛盾する動機や感情を指摘する場合には、それを裏付けるような事実経過や臨床的な情報によって確認・補強されることが要請される。隠蔽された、あるいは現時点ではそれを立証する事実は確認されないものの、一定の可能性として推測・推定される動機や行動の予測に

ついては、その論理的な根拠、過去の類似事実、学問上の研究成果などによって補強されることが要請される。

法的判断の根拠に、何らかの推測や可能性の吟味がなされる場合には、現時点で確認できる、あるいは論理的に推定される範囲内で何らかの数値的な見立て -- 例えば手術の成功率といった発想で -- が問われることも想定しなければならない。

3) 裁判所：法律家の読み方 審判官・調査官への読ませ方

法律家の多くは臨床心理学については専門家ではないが、法的吟味と判断に関しては第一の専門的実務者である。児童福祉法という法の趣旨からみれば、家庭裁判所は児童の福祉を守るという観点で児童相談所の申立てについての吟味・判断を行う立場にあるが、同時に親権者・保護者の権利主張に対してもその正当性を尊重しなければならない立場にある。両者の対立に基づく申立ての法的判断を担当する審判官は、事実が激しく争われる場合には刑事訴訟における推定無罪の考え方を想定する傾向にある。より一般的には申立てに対する反論・反証の可能性をも前提とした上での公平・中立の立場に自身の観点を置いて事実の吟味に入る。

調査官は福祉臨床、ソーシャルワーク、臨床心理学について共通の観点をその専門性において持っている。ただし調査官もまた審判官の要請に沿って法的な判断根拠を究明する任にある裁判所の法的な調査の専門家であり、申立ての調査・判断において公平・中立の立場に自身の観点を置いて事実の評価を行う。

この観点から心理所見をながめて、法律家はまず、基本的な主張・見解、資料の立証性について、その具体性、論理的整合性、客観妥当性に照らして事実・内容を精査する。文章としても内容としても、主張点・論証の明瞭さ、扱われる概念の明証性が吟味される。

しばしば臨床心理学は見解の表明、専門的な学術用語を用いた表現において、特定の心理学、精神医学上の概念・仮説を想定し、その多重的なニュアンスを尊重するため、一般的・論理的な意味での解釈の枠を越えて論ずることがある。

例えば、ある思春期的な暴力・興奮の問題について心理学的な説明として、「母親に対しては両価的な感情を抱いているために、依存的な期待が満たされない不満と、自立したい自己主張とがない混ざった思春期特有の心性の下で、暴言・暴力が繰り返されてきたものとみられる。」という所見があるとする。こんな表現では心理臨床家としても分かりにくい！ということならどうしようもないが、おそらく臨床心理の専門家に比べて、法律家にとってこの表現は特定の事実の説明としては、より了解しにくい単なる一般的な学問的表現と感じられるだろう。

あるいは被虐待で保護された小学校4年の子どもの家庭や家族への感情について、心理学的な査定における説明として、「家族との愛情の絆、特に母への愛着の関係は

ある程度築かれてきており、両親への依存的期待や家に帰りたいという気持ちも持っているが、同時に父からの懲罰や威圧、今回受けた身体的暴力への恐怖と、そのことで自分を充分には守ってくれなかった母への不信感も認められ、葛藤状態にあることがうかがわれる」という所見があるとする。もしも心理治療の専門家が今後の本人のケアを担当するクライアントとしてこの所見を読む場合、臨床家が所見から次の手立てについて考えをめぐらせることはおそらく不可能ではない。しかし、子どもと保護者の分離の是非についての法的判断を求められている法律家がクライアントの場合、法律家はこの所見から何が確認されるのかつかみ難いに違いない。

基本的な留意点は以下の通りである¹⁾。

- a 主語、述語はできるだけ個別に具体的に明記する。
- b ひとつの文ではひとつの趣旨を述べるようにし、複数のメッセージを1文に詰め込まない。
- c 文意については多様な解釈が出来るような曖昧さは避け、厳密な正確さ、明瞭さを心がける。
- d 何らかの解釈・評価を述べる場合には、それを証する具体的な根拠や事実情報（発言 行動等）を挙げながらその解釈・評価を述べる。
- e 専門用語は特にその言葉を用いてしか表現できないような場合でない限り、多用しない。あえて特別な専門用語を使う場合には、法律家や裁判所がその言葉を理解して事態を評価できるように、その用語の概念、意味、学問的背景、裏付ける研究成果、公共性・客観性の保障についての情報を提供し、解説をする準備が必要となる。

¹⁾ 具体的に聴取された発言や観察された行動が、そのまま臨床的なアセスメントや援助方策を立てていくための根拠とは言えないことは、多くの臨床家が認めるところであろう。人はしばしば矛盾に満ち、虚実のない混ざった発言や行動と変転する本音の断片を、前後のやり取りや経緯から様々に吐露する。葛藤のある内容については、なおさら前後の状況や、その場の成り行きに反応して矛盾に満ちた、探索的な言動が繰り返される。臨床家はそうした表現の奥で徐々に整理されつつあったり新たな展開を遂げつつあったりする無意識的な情動や欲求の流れを、その表現過程のフィルターを通じて透けて見える様々なメッセージや兆候として収集し読み取る作業に目を凝らし、耳を澄ませる。

法的対応の領域で、こうした読み取りを行うのは精神鑑定としての詳細な吟味作業においてであろう。他方、法的な立証性のある事実確認については、欧米で forensic interview、あるいは MOGP (memorandum of good practice) として標準化されてきた特別な面接手法がある。しかし、児童福祉法第28条の申立て証拠資料に代表される心理学的評価に基づく所見は、そうした作業とはまた異なる子ども自身の、あるいは親子関係についての心理学的状況と具体的事実の両方の評価に焦点が置かれており、その手法の一般化への努力が求められる。

f 専門用語で説明するところを、一般的な言葉遣いで表現可能な場合には、できるだけ分かりやすく一般的な言葉で説明する。

以上の観点から先の説明を書き換えると、例えば以下のようなイメージになる。

「本児は 母親に対しては「やさしい時もある」と述べている反面、「口うるさい、イライラする」「話をちゃんと聞いていない。一方的に決めつけてくるのが嫌」とも述べている。そして、「あれこれ言われるとだんだん頭が混乱して訳が分からなくなってくる」「(母親が自分に対して)何が言いたいかわからなくなる」「お前は何がしたい、これからどうするのか、と聞かれるが、自分でもよく分からない」と説明している。これらの言動からうかがわれるのは 依存的に甘え、認められ、助けて欲しいという期待と、自分の独自性を母親が認めてそっとしておいてくれないことへの苛立ちといった時に相反・矛盾する 感情を同時に抱いて混乱しやすくなっていることである。おそらくこの年代の子どもの基本的な課題である、依存と独立の葛藤（依存的な期待が満たされない不満と自立したい自己主張とがない混ざった形であるところ）へ、自分も具体的な解決策を示すことや明確な自己決定が出来ていない焦燥感も加わって、感情的に興奮し、八つ当たりに 殺すぞ とか 死んでやる などといった暴言や、手当たりしだいにそばにあるものを投げつけるなどの暴力が 繰り返されてきたものとみられる。」

「本児は両親への気持ちを尋ねられると、「お母さんは優しく好き。」「お父さんは時々怖いときもあるけれど、どこか遠いところへ車で連れて行ってくれたりするから好き。」「小さい時からあっちこっち連れて行ってくれた。」と述べており、家族との愛情の絆、特に母への愛着の関係は築かれてきていたものとみられる。家のことをどう思っているか尋ねると「早く帰りたい。」と言う。しかし最近の父とのことに話が及ぶと急に表情が曇り、うつむいてしまう。「お父さんがなぜ怒るのかわからない。」「叩かれるのが怖い。どうしたら叩かれないで済むかわからない。」「叩かれるなら家に帰れない。」などと話す。結局「お父さんが叩かないなら家に帰りたい。」しかし「お母さんはお父さんを止められない」「お母さんもお父さんも好きだけど、叩くお父さんは怖い嫌い」と話す。これらの発言からうかがわれることは、本児は基本的には家での穏やかな生活を望んでいるし、両親への依存的期待も抱いているが、同時に父からの懲罰や威圧、今回受けた身体的暴力への恐怖と、それを防ぐ手立てが自分ではわからず、また、母にもそのことでは頼れず、結果的にはどうして良いかわからない 状態にあることがうかがわれる。」

4) 相手方に弁護士・法律家が立つ (法的立証性のある情報収集について)

これまでのところ、児童福祉法 28 条の申立て事案で弁護士が保護者側代理人となるケースは数例を経験しただけである。しかし申立てという法的手続きで保護者側の異議申し立てが当然の権利として保障される設定において、弁護士が保護者側代理人を受任する事例が今後、より多く登場してくることは充分予想される。

現時点で 28 条申立てにおいて大阪府子ども家庭センターはほぼ全事例で弁護士代理人を立てる体制をとっている。この状況で相手側にも弁護士が代理人として立つということになれば、それは法律家どうしのコミュニケーションのチャンネルが開かれることを意味する。おそらく申立て事案によってはその状況は双方により望ましい法的手続きのサポートが提供されるというメリットがある。ただし、相手側に代理人弁護士が立つということは、申し立て事案の詳細にわたって、法的な吟味の作業が加えられることも想定しなければならない。子どもとの面接に関してみれば、子どもの発言内容の事実性に関する客観性、立証的根拠が問われる場面は必ず生じてくる。どのような場面設定で、どのようなやり取りにおいてその発言がみられたのか、といった聴取内容の前後関係や質問と応答の関係がおそらく注目されるだろう。こうした吟味作業を想定すると、子どもとのやりとりはその場面設定や双方の発言、質問と応答のやり取り内容がある程度正確に再現できるようにあらかじめ記録しておく必要があるだろう。またそうした吟味作業を前提とすると、面接そのものについても構造化された面接手法やその客観性の説明がいずれ課題となってくるに違いない。

5) 相手方にセカンド・オピニオンの専門家が立つ (心理学データのもつ立証性について)

法律家が申立て相手側の代理人となることの延長線上に、証拠内容に関してセカンド・オピニオンの専門家が立つことも想定される。ただしこれまでの経験からみるとおそらくその主な対象領域は医学上の評価に関することとみられる。心理学的な評価になれば、おそらく精神医学の評価が優先することになるだろう。心的外傷や PTSD の評価については既に法律上の争点としてその法的な立証性が議論の対象となっている²⁾。

もう一つの可能性は実施検査のデータ解析や解釈に関してである。ひとつの臨床データが多重的な解釈可能性を持つことはしばしば認められる現象である。特に前後の経過や総合的な情報の参照無しに孤立的にデータを扱ってしまうと、解釈可能性はかなり多様化する場合がある。

これまでの経験から大阪府では特定の検査解釈だけを根拠とした所見は申立て証拠には含めないようにしてきた。特異な解離症状や心的外傷、PTSD の因果関係を立証するのに、心理検査のデータを中心にすることは勧められない手法である。例えば、子どもがある特定の場面で解離症状を示した事実は、ていねいな観察報告によって証明可能なことである。しかし、その解離症状が発症した経過や原因を特定するのに心理学的データを使おうとするにはかなりの無理がある。人の示すある問題・症状は、それまでのその人物の外的・内的、心的・身体的な様々な経験が多重的に重なり合い、複合されてしか出現してこないからである。おそらく特異な問題・症状について、その発症原因を推定させるためには、その原因と発症時点の前後を含む継時的な客観的観察情報をていねいに収集して、特定の問題の発症とその契機となったとみられる体験事実との時間的順序を、その他の可能性を排除できるまでに突き詰めることが基本的要件となるだろう。しかし、それでも、その精神的問題の発症要因の全てを特定の原因に帰することは困難であるし、客観的にも事実に反する場合の方が多いただろう。臨床心理の専門家としては、特定の問題症状をよほどの特異性と排他的根拠がない限り、特定的事象に対応する事柄として原因追究的に扱うべきではない³⁾。

6) 医学所見との関係

医学所見は法的手続きにおいては通常、心理学的所見より権威あるものとして客観性が保障された証拠データとして扱われる傾向にある。それは医学が持つ科学性・実証性が、臨床心理学に比べて、歴史的にも社会的にもより広く承認されてきたこと、医学者が持つ専門性の高さは一般社会において十分な時間経過をもって既に承認されていることが前提となっているからである。

特定の精神現象や問題症状、診断的確認に関する事柄は精神医学上の判断が提出されることが望ましい。特に心的外傷、ストレス性の急性反応、PTSD、あるいは広汎性発達障害、アスペルガー障害、ADHD 等の診断などは医学上の診断であり、精神医学のトレーニングを受けた専門家が判断を示すべきである。心理学は、個々の子どもの感情や意向、行動の具体的内容に焦点を当ててその証言を報告し、課題を提示することを担うのが望ましい。

³⁾ スペースシャトル・エンデバーの爆発事故のショックからトラウマ性の PTSD や様々な後遺症的な問題・症状を発症した子どもたちの長期追跡調査によると、最も重症で長期にケアを必要とした子どもは、事故以前から別の問題・症状をすでに示していた子どもたちであったことが報告されている。ただし、もし事故の目撃が無ければ、そこまでの症状の重症化はおそらくみられなかった可能性が高く、事故のショックがより重篤な問題を生じさせた契機となっていることは間違いない。同様の現象は様々な事例から報告されている。

²⁾ 黒木宣夫 杉田正彦編集「PTSD 医の診断と法の判断」2009 中外医学社

7) 開示の問題：証拠資料と参考資料

申立てに関する家事審判においては、その公開性が強調される傾向にあり、人訴法における開示制限との兼ね合いはあるものの、かなり広範囲に情報公開される動向にある。謄写申請への対応として、申立て提出された証拠資料は原則的に相手方への開示対象となると想定しておくことが必要である。また対立的な事態においてもよほどの具体的な障害が認められない限り、申立て人である児童相談所と申し立てられた保護者間の相互の信頼関係は、これを裁判所が守らなければならない必須の前提要件とはならず、むしろ主張されている具体的内容・根拠の明示が重視されるために原則開示となることを想定しなければならない。

開示に関しては予め、事前協議で内容の限定を相談・依頼し、さらには上申書によってその旨を審判官に提出する方策がある。ただし実際の判断権限は審判官にあり、審判官は申立て人の意向には拘束されない。完全に開示されないことを目指すには、提出を断念するか、参考資料として証拠資料本体としない方法がある。ただしこの場合には、情報は調査官に留まり、その内容は審判書に採用できないため、審判の根拠として使うことができない（もちろん審判書に書かれれば、その内容は相手方に提示することになる）というデメリットも生じる。

理想的には証拠提出される心理所見は本人・保護者が初めから読むもの、あるいは本人らの前で読みあげる所見として書くことである。欧米でしばしば本人、保護者に提示・提供されている診断所見や臨床報告書を見ると、本人が進んでは知りたくない、あるいは完全には同意していない情報や評価について慎重な表現による開示と内容についての同意確認の意思表示を明記するといったような工夫が重ねられてきた経過がうかがわれる。

そもそも28条の申立てにおいては、問題となる事実関係とその対処においては当事者同士が十分に共有し、認知していくことが課題であるから、心理所見だけが例外となるにはそれなりの理由が必要となる。最も重要な理由は、子どもの証言が保護者の知るところとなることによって、子どもの安全が損なわれ、以後の正直な開示が制限されてしまう、あるいは、保護者が主観的な予断と偏見によって子どもへのわだかまりを生じさせ、以後の親子関係の修復に重大な支障を生じる危険性がある、といったことである。しかしそれでも、事実は事実として提示された上で扱われるべきであるという考え方も成り立つ。

8) 心理検査・面接データの扱い方

心理検査のデータは医学検査のデータに比べると、その客観性、立証的な限定性が異なる。多くの心理検査のデータは解釈においては多義的選択肢をもっており、そのことで多様な臨床的有用性をもっている場合が多い。しかし、法的事実関係の確認や立証においてはこの臨床

的な多義性や選択肢の幅の広さはあまりプラスには評価されない。心理検査データが医学検査データと同等の決定的証拠性の高い所見として扱われる場合、特に反論が無い場合には問題とならないかもしれないが、より専門的な反論による議論が進めば、心理検査データは、医学検査情報に比べると規定性の低い曖昧な情報として扱われる危険性が高い。従って、よほどの規定性があるデータでない限り、先にも述べたとおり、特定の心理検査データによる解釈・所見を申し立て主張の根拠情報として扱うことには慎重でなければならない。

心理面接データは、より一般的に子どもの意向や経験を説明・立証する根拠として重視される。法的な立証性・客観性の確保のためには、面接全体の再現性を高め、慎重な再吟味に足る構造的な面接手法が重要となる。通常、様々な心理面接には一定の質問形式、テーマ構成等が半構造的に設定されている。それらの自覚的な活用と、形式的な正確さが法的立証性の観点からは重視される必要があるだろう。

家庭裁判所調査官の調査面接に基づく報告書を見ると、一定の手続きによる面接経過、具体的な発言ややり取りの情報内容、その解釈が区分されて表記されていることがある。おそらくこうした記載の仕方がひとつの指標となる。

2. 心理所見作成の実際

1) 基礎資料・事実関係の点検

裁判所に証拠提出される心理所見は、申し立ての内容に関する子どもの状態や意向について、法律家・裁判所をクライアントとし、法的立証性にポイントを置いて提供される情報資料である。従って当然のこととして、通常の臨床的な援助方策を探索するための心理所見とは区別して改めて作成される必要がある。

申し立て証拠としての心理所見を作成するに当たり、申し立ての論点、必要とされる根拠、それを満たすに足りる、あるいは足りないデータの確認、その結果として主張・提供される情報の範囲と内容について、慎重な吟味・確認が必要である。

もちろんそのために改めて心理査定が行われる必要は原則的には無いようにすべきである。裁判所への申し立ての可能性のある程度想定される事例では、通常心理査定の段階で裁判所への法的申し立ての資料としても耐えうる情報の収集・確認を行っておくことが推奨される。

2) 目的と論点の確認：証拠としての心理所見の位置づけと役割確認

法的な申し立ての証拠としての文書を提出することは、学問的研究と異なり、行政機関として場合によっては相手方と事実関係やその主張の正当性を争うことがあり得ることを前提として、主張を行うことである。従って、一般的な相談援助場面での臨床仮説にあるよう

な、探索的な試行実施や、援助方針選択のための条件を提案するような所見はなじまない。

必要とされる論点とそれを確証し裏付ける情報の抽出・確認がまず重要なポイントである。同時に論証できる範囲と根拠の確定、立証に至らない事項の確認とその理由の確認も必要である。またその主張が心理学的に吟味された事柄であることも重要である。事実関係の吟味に重点を置くあまり、ソーシャルワークにおける面接記録と変わらない単なる発言事実、事情聴取の報告書になってしまわないように注意すべきである。裁判所の法律家は心理学に関する専門的理解の程度はいろいろであるにしても、少なくとも心理学の専門家の意見として所見を読む。

提供される所見は、申し立て本文の主張を補強し、その根拠を示そうとするために作成され添付される。場合によっては主張書本文に証拠書類からの引用を挿入して主張根拠を明示することもある。こうした申し立て書面との一体的な主張の一致も重要である。心理所見だけが、他のどこにも主張も言及もされていない全く異なる新たな主張や根拠を提示して、申し立て全体の主張を混乱させることが無いように留意すべきである。

3) 項目

所見項目については標準的な所見構成を呈示する。特別な観点、方法、事情を背景とした場合にはこれに項目を追加・省略したり、全体構成を変えることも当然あり得るだろう。

①知的（発達の）側面

a. 基本的な発達・知的能力像

標準化された一般的知能検査を実施した場合にはその検査名、実施年月日や年齢、評定された指数を報告することもある程度要請されると考えることは当然である。ただし、例えばWISC-IIIで、FIQ、VIQ、PIQ、さらにはいくつかの群指数のみを表記することは法的証拠資料としては重大な欠陥を露呈することになる。重要なことは専門的な生データを提示することにあるのではない。それらの検査を含む心理査定によって、子どもの発達・知的能力像としては現在どのような状態にあると考えられるのかを、非専門家に報告することにある。従って、もしもWISC-IIIの評価枠組みを用いるとしたら、全体的な能力像として、どの程度の水準にあると言えるか、ばらつきが大きすぎて統一的な標準的能力水準を提示することが不適切な程なのか、また主として言葉を手がかりとした情報処理・知的能力はどの程度の水準にあり、どんな特徴があるのか、またはあまり目立った特徴なくある一定レベルに能力像が集中しているのか、動作・作業、視覚情報を手がかりとした情報処理・知的能力は、同様にみてどういう状態にあるのか、その他の分析手法を用いた場合、何らかの特徴的な偏りが認められるのか等が

説明されることが想定される。

法的には、概ね何歳レベルの知的能力があるのかは、しばしば話題となる。それは法律と過去の判例が評定してきた子どもの証言能力、意思表示能力、自己決定能力の参照基準として子どもの年齢段階がしばしば手がかりとされてきたからである。この点からは、発達遅滞や知的障害にあたるような場合も含めて、当人の能力が一般的にみて何歳程度の能力が想定できる水準にあるか説明しておくことは有用であるかもしれない。

もしも申し立ての主張内容に、子どもの知的能力特徴がそれほど強く関与せず、また検査結果も評価としても年齢相応の能力が評定される場合には、記述事態をシンプルに圧縮することも適切である。例えば、

「発達面、知的能力については標準化された検査においても、日常的に観察される行動像においても年齢相応の水準にあることが認められる。(実施検査 WISC-III知能検査：平成〇〇年〇月〇日実施 実施時本人年齢〇歳〇か月)」

b. 内的ばらつきの説明

知的能力の内的ばらつきが特異な状況を表しており、そのことが本人の情報処理や事案の内容に関わる重要な要素となっている場合に限り、特に内的ばらつきについての解説が強調される必要があることがある。ただし、多くの場合はa.で提示した程度の内容で十分である。

特異なばらつきが問題となるのは、c.で取り上げるような発達障害による情報処理、認知の偏りが当人の生活経験に大きく影響を与えたり、経験を制限していると想定されるような場合、および学習障害(LD's)とされるような特異なばらつきが認められ、かつその内容が、事案の状況理解に重要であると考えられるような場合である。例えば、

「本児には他の全体的能力からは通常想定できない読みの困難(読字障害)が認められ、通常なら案内板や注意書きによって容易に認識できるような情報も聞いてであれば十分に理解出来るのに対して、読むだけでは殆ど認知・理解できていないといった特異な能力のバラつきが認められる。全般的な能力は標準的な知能検査によっても日常生活行動においても概ね10～12歳程度の年齢相応の水準を示しているが、読みに関しては、小学校3年生程度、8～9歳程度の漢字かな交じり文もとっさには殆ど読めておらず、理解できていない。日常生活では文字の形や図形記号的な直観的理解で読みの困難を補っているというのが実態である。(実施検査 WISC-III知能検査：平成〇〇年〇月〇日実施 実施時本人年齢〇歳〇か月、K-ABC知能検査(部分実施)：平成〇〇年〇月〇日実施 実施時本人年齢〇歳〇か月)」

c. PDD アスペルガー障害 学習障害やADHDについて

特異な発達障害にある子どもの知的能力、情報処理能力は当然のことながら、一般的な知的能力水準の説明では当てはまらない特異性を示していることが多い。

臨床的に精神医学上、明確にPDD（広汎性発達障害）やアスペルガー障害と診断されている場合には、その診断名を付して状態を説明しても良い。もし医学上の診断が未確定の場合には、特定の診断名は例えとしても用いるべきではない。心理学が評価し、説明するのはひとりの子どもの特異な情報処理の具体的な姿であり、それを全体的に説明するかもしれない診断は医学の責任範囲である。また一部のPDD的な様態とADHD（注意欠陥多動性障害：DSM-IV-TR）に関しては、被虐待の影響による特異な状態と発達障害の類似性の高さが指摘されている。さらに解離に関してはそれが情報処理能力にもたらす多様な影響について、精神医学上の慎重な観察と判断が必要である。これらの状態に関わる問題が想定される場合には、具体的な状態像以上の言及はあえて控えて精神医学上の判断を要すると指摘するのが心理学としての公平な姿勢である。例えば

「当人は日常生活における行動観察から、しばしば、意識・記憶に断裂があるようで、誰もがその場面を共有し記憶している知識・体験を本人だけが覚えていなかったり、認めなかったりすることがあると報告されている。これは本児の面接・検査場面でも、さっき呈示した条件や説明を時として全く忘れていたか知らなかったかのようふるまったり、それに比べるとはるかに複雑な出来事の記憶をすらすらと詳細にわたって説明出来たりすることについても当てはまるとみることができる。従って、標準化された検査の結果は本児のこの特異な状態のために、どこまで本児の本来的な能力を適切に評価出来ているのか疑問がある。検査実施上の結果からは概ね6歳～13歳水準の回答が散見されているが、それを適切に評価し、予測できる一貫した特徴像を見出すことは出来なかった。おそらくこの状態像については児童精神医学上の観察と評価が必要であると考えられる。（実施検査（不完全実施） WISC-III知能検査：平成〇〇年〇月〇日実施 実施時本人年齢〇歳〇か月）」

d. 知的障害 境界域状態について

一般的な発達の遅れ、知的能力の低い状態については発達遅滞、精神遅滞、知的障害等、いくつかの呼び方やそれを定義してきた制度がある。現在、国際的に広く承認されている基準は、標準化された検査による知能指数70を境界としてそれ以下の状態を精神遅滞、知的障害としている。ところが日本の子どもの知的障害に関する一般的な制度の一つである療育手帳制度では知能指数：IQ、発達指数：DQが概ね75以下をもって知的障害制度該当としている。さらには一般的知能検査では有意な境界の

識別性がかなり低くなるIQ/DQ35やさらにIQ/DQ20、あるいはその他の生活・医療上のケアの程度等を基準要件としてさらに細かい程度区分を設けている。これらの福祉制度との照合・対照をサービス提供のメリットとして程度区分制度を設けてきた療育手帳は、実施主体である都道府県ごとにその程度区分が微妙に異なっており、これをもって知的能力像の説明を行う場合、制度上の程度区分の説明を要求される可能性がある。

一般的に法的対応において、療育手帳はその該当をもって、知的障害児・者である説明根拠に使われてきた経過がある。特に刑事事件において加害者・被害者が療育手帳を持っていた場合、それをもって知的障害の状態であると説明する根拠となってきたように見受けられる。しかし療育手帳は任意申請による制度で、その所持が義務付けられているわけではないし、程度区分の詳細は各実施主体の任意の制度設定によっていることなどをみると、申し立て証拠資料において機械的に療育手帳の程度をもって知的能力の説明を行うことには注意が必要であろう。

境界級知能水準、あるいは知的能力が境界域にある状態を説明するのはより微妙な課題である。おそらく法的に問題となるのは、当人の現実検討力、意思表示能力、証言能力等であるので、その観点から発達のバラツキの内容や具体的な能力像を説明することがより重要となるだろう。またそのことを指摘することにより、本人の状態をより正確に報告し、現在課題となっている主張内容を強化することに有効な場合にその詳細を説明すべきである。正常域にはない、しかし、知的障害でもない、という指摘はそれだけでは、本人の意思表示や報告を「あまりそのまま信用してはいけない」というメッセージになることもよく考えておくことが必要である。

② 情緒的側面

a. 基本的な記載事項

児童福祉法第28条、あるいは33条の申立てにおいては、子どもの全般的な精神状態、気分や感情の状態、分離保護されてからの生活・行動の様子、対人関係や社会性、生活適応能力、家族や保護者への感情、今後の生活に対する本人の希望や意向、健全な成長発達のために必要な援助の要件等が期待される情報内容である。

特異な精神症状や病理的な行動、体験については、観察される言動の記載までが心理学的所見の対応域であり、診断的な内容については精神医学の担当と考えられる。

知的能力の評価、説明に比べて、情緒的な側面の説明は心理学的所見においてはより重要な情報として位置づけられることが多い。しかしその根拠となる情報・データについては、知能検査に比べると厳密な規定性・客観性よりも相対的な解釈可能性、選択肢の多様性が重視される領域である。また法的な申立てにおける書面は原則的に臨床心理学についての非専門家を対象とした説明で

なければならない。従って特定の検査結果の解釈を根拠とした記述を行うとなると、採用した検査の一般的特徴、評価基準や解釈の妥当性について議論が生じた場合の対応を想定しておく必要がある。

高度に専門的な心理学上の議論が避けて通れないような事案で無い限り、専門的な検査の妥当性に議論の焦点が向くような所見の提出は勧められない。

多くの場合に採用されるのは、観察可能な本人の発言、行動に根拠を置いた面接情報を軸とした記載である。

b. 対人関係 行動像

多くの子どもが職権保護という急激な生活の変化を経験している。しかもそれ以前には被虐待の経験を持っている。対人関係・行動像については、切迫した不安・緊張状態にあることが前提となる。少なくとも一時保護所での行動観察と面接場面での子どもの言動を総合的に評価して提示する必要がある。可能であれば保護以前の生活場面での行動像の情報も検討して評価を述べるべきであろう。

c. 本人の意向 感情表現

申立ては子どもと保護者、家族の関わりに深く関わる決定を要求する。従って当事者である子どもの親子関係や家族、今後の生活についての意向、感情の確認・評価は常に重要な情報となる。また併せてそれらの評価の上での児童相談所としての判断、意向があつての申立てであるから、その観点からの理由目的の説明も時として欠かせない。

d. ある特定の感情状態 症状の評価について

事案によっては、特定の出来事や誰か特定の人物との出来事についての子どもの受け止めや感情状態を特に区別して確認したり説明する必要があるかもしれない。適切な反応・表現が確認できるかどうかは、調査や検査の時点で確認しておくことが必要となる。また必ずしもそうした説明に該当する子どもの言動が把握できるとは限らない。外傷的な出来事についてはそれを回避したり、無かったことのように無視すること、意識化することも拒んで認知しないことも子どもの正常かつ正当な反応である。精神分析的な臨床診断では、本人の言語表現において、あえて語られないこと、認知されないことを診断的には重視して、半ば構造化された面接においてそれを浮き彫りにしていくことも行われるが、ここではそこまでの診断的な作業は通常要求されない。それでも、ある事柄が全く意識の外にあるかのようで、全く触れられず、語られなかったことは確認しておくことが必要な場合もある。

何らかの精神症状や病理性のある状態については、精神医学の担当すべき領域と観察可能な具体的行動像を明確に区別して扱うことが必要である。

③ まとめ

所見には数行のまとめが記載されている方が文書として分かりやすい。まとめには、子どもにとって今後必要な援助、そのための具体的方法といった児童相談所としての考え、判断を明示することが重要である。例えば、

「以上のことより、本児には重要な特定の人物との安全で安心、かつ安定した関係の体験が欠けており、そのことが様々な社会的・対人的適応の改善、健全な成長の為には欠かせないと考えられる。これらの経験を保障し、本児の健全な成長・発達を確保するためには、ある程度の枠組み、生活指導と治療的な援助が提供される情緒障害児短期治療施設への入所による継続的な援助が必要と考えられる。」

4) 点検

申し立て証拠としての所見は、申し立て本文主張を補強し、その主張に根拠を与えるために作成される。この観点から所見が証拠として申立て主張内容と一致した書面となっているか、もし情報内容に矛盾や不一致があるとすればそれには合理・妥当性のある説明がなされているか可能か、明言・明示している事柄、逆に明言・明示不能な事柄を首尾一貫して説明できているか、情報は法的な判断を行う裁判所へのメッセージとなっているか、等々をまず確認する。

この作業は所見作成本人、申し立てチームメンバー、あるいは心理職で申し立て所見の作成についてのスーパーバイザーの参加によって行われることが望ましい。

児童相談所の申し立て証拠書類は、個人情報の保護の観点からは、当事者の訴訟行為における例外事項にあたる。ただし裁判所に提出された情報は、それ以降は裁判所の管理下にあつて裁判所の判断による謄写申請等による情報開示の対象となる。審判書に引用された内容は、場合によっては家裁月報に掲載され広く公開される。こうした観点から、提出する証拠書類が、当事者（この場合は第一に子ども）の権利を不当に侵害しないこと、第三者の権利・利益を不当に侵害しないこと、情報内容は子どもの最善の利益の保障の観点から妥当性があること、説明されている根拠には客観妥当性があることを再度複数の目でチェックしておくことが必要である。また、内容によっては文書の主な読み手である法律家の確認・助言を得ておくことも望ましい。

申し立て証拠として書かれる心理所見は、その性質上特殊な専門的判断を要する文書である。必要に応じて後の担当者がそれまでの作業経験を利用できるように情報を抽出整理し、参照利用が可能なデータとして蓄積していくことも期待される。

3. その他、心理学、精神医学上、課題となる現象についての扱い

1) 証言の信憑性 証言能力 偽証等

法律的手続きにおける子どもの証言能力については、民法、刑法における見解、法律上の議論が存在する。また子どもの証言については独自の実証的研究領域が存在する。英米法にもとづく児童福祉制度では、児童福祉上の判断・対応に直接裁判所が関与し、子ども虐待に対しては刑事司法と児童福祉の同時対応が制度化されてきている。こうした制度下では児童福祉や刑事司法上の子どもの証言をめぐる法的立証性について、法律家や裁判所が参照するための枠組みや、そのための面接手法、手続きが、様々な研究によって検討され、その成果が積み上げられてきた歴史的経過がある。

日本では子ども虐待の対応における裁判所の司法審査や刑事司法と福祉の同時対応といった制度が無く、児童福祉についての司法の関与自体が今後の検討課題のひとつである。しかし、法的な立証性、特に子どもの証言の信憑性というテーマは、今後は避けがたい課題となってくるとみられ、これまでの研究成果を学ぶべき課題領域との認識が必要である。

2) 心的外傷

心的外傷（トラウマ）およびそれに関する PTSD 等の問題・症状についての判断は基本的に精神科医が診断によって判断すべき事柄である。心理学が関わるとすれば、医学との連携において、その問題・症状の具体的な状態について観察・報告したり、その実生活上の影響を評価したりすることになるだろう。行動観察上のチェックリスト等は心理学の領域でも調査や研究手法としては用いられることがあるが、その最終的な判断はやはり医学診断によるべきであると考えられる。

法律上の心的外傷の受傷、PTSD の発症に至るような心的外傷の受傷問題は先に述べたとおり複雑な課題をもっており、慎重に扱うべきである。

3) 急性ストレス反応と PTSD

虐待対応においてしばしば遭遇する精神医学上の問題のひとつに急性ストレス反応と PTSD の発症がある。行動観察上のチェックは精神科医でなくとも技術上は一応可能であるが、援助方針の判断を含む対応においては医学診断によるべきである。

4) 解離

子ども虐待をめぐる解離現象は、精神医学領域においても微妙な領域であり、児童精神医学の専門領域である。もともと子どもにおける解離現象は広く健常者を含めて認められる事柄とも言われており、その病理性や特異性は、医学診断によって評価されるべきである。ただし、具体的な生活適応上の困難や、対人関係場面において

様々なトラブルとなる行動像は観察可能な部分もあり、その具体的な姿は観察・報告の対象となる場合もあるだろう。それでもそれらの状態像を解離現象であると断定するには、医学診断を待たなければならない。

5) ポスト・トラウマティック・プレイ

子どもの遊びや半ば無意識的・無自覚的な自己表現活動において、重大な心的外傷、トラウマ体験を遊びや具体的な再現的行動で表現し、通常はその再現・反復によってストレスの軽減が図られていくところが、全くストレスの軽減をみないばかりか、増悪をみることもすらある、子どもの心的外傷に関連する行動を、ポスト・トラウマティック・プレイと呼び、その他の適応的な遊び表現とは区別している。ポスト・トラウマティック・プレイは一見遊び表現であっても本質的には破壊性を帯びた外傷性の問題行動に発展する危険性があり、それに巻き込まれた周囲の子どもに新たな被害や外傷体験を引き起こす危険性すらある。

この現象を観察・発見し、特定したレノア・テアによれば、ポスト・トラウマティック・プレイは病理性の高い現象で、治療的に扱うことにも慎重であるべきであると考えたが、同じく子どものトラウマ治療の専門家であるエリアナ・ギルは、個人プレイセラピーにおいてポスト・トラウマティック・プレイの表現を積極的な治療の機会と捉えて扱うことを提唱した。

児童相談所の心理臨床においては、ポスト・トラウマティック・プレイの認知、標準的な対応方策は確定しているとは言えない。特定の表現行動を捉えてそれをポスト・トラウマティック・プレイであると指摘することについても慎重であるべきである。なぜなら、その結果として心的外傷の受傷問題が法的立証性の問題として登場してしまう危険性が高くなるからである。

裁判所への申立て証拠において、特にポスト・トラウマティック・プレイを指摘・分析する必要性は通常はあまり認めない。特異なトラブル行動がみられ、それをポスト・トラウマティック・プレイとして説明することが特に必要となった場合にのみ、検討することになるだろう。例えば

「本児の日常行動の中には、一群の奇妙で強迫的な反復行動がみられ、周囲の子どもにとってかなりの苦痛となりつつある。そのうちのひとつの行動は相手に突然、頭から駆け寄るように急接近し、相手がまさに衝突されると思って思わず目をつむった瞬間に接近を止めて横に体を逸らし、嘲笑うように「ヒヤハッ」と叫ぶ、という行動である。多い時には数分にわたって特定の子どもの 10～20 回連続して仕掛ける。本児はこれまでの家庭生活において、日常的に繰り返し、兄から頭突きを食らわされ、時にはケガを負わされてきた経過があり、現在の行動はその苦痛な体験についての再現とみることがで

きる。また一見するとふざけてしているような行動に見えるが、本児の表情は徐々に陰しく不機嫌になり、気晴らしの遊びとは違って反復してもほとんどストレスの軽減がみられていないばかりか、早めに介入した場合にはそれほどでもないが、何度も繰り返した時点ではかなり興奮した状態になっていて、制止に入った職員につかみかかるなど、攻撃的に反応する。これは、別の所見（証拠資料第7号）にあるとおり、精神医学的には心的外傷的体験に伴って生じるポスト・トラウマティック・プレイ（参考資料第4号・5号）にあたる行動であろうとされており、いわゆる広汎性発達障害にみられる固執性・反復性がみられる常同行動（参考資料第6号～8号）だけでは説明できない行動と考えられる。」

6) 性的虐待調節(順応)症候群

性的虐待問題において、欧米では性的虐待順応(調節)症候群(CSAAAS: Child Sexual Abuse Accommodation Syndrome)と呼ばれる性的虐待被害者特有の行動様式が臨床的に同定され、法的にもそうした症状解釈が主張されてきた経過があるといわれている。主たる特徴は合理的に考えられる必要・可能なタイミングよりもはるかに遅れた告白・開示、しばしば繰り返される撤回と再撤回、客観的に見てどうしても矛盾が生じるような状況説明やほめかしの混入、といったことで、合理・妥当性を基礎に置く法的対応においてはいずれもが被害の主張を疑わせ、その真実性を弱めてしまうような表出行動である。性暴力被害特有の被害者の行動特徴としてこれらの特徴が認められる場合には、そうした行動が生じていることをもって、状況証拠的にまさにその人物が性暴力被害者特有の行動を示していると主張する根拠となっているのである。しかし、日本においては被害の立証側も、それを扱う刑事司法や裁判所の側もそうした行動をこれらの名の下に扱う前提はまだ形成されているとは言えない。

被害児の行動特徴をそれ以外に合理的に説明できない場合に限って、検討すべき課題であると考えられるが、もしその主張をすとしても、法的にはその症候群は公的な認知(標準的に広く承認され、普及している辞書の項目となっているなど)をどの程度受けているのか、医学的に承認されるのかなどのチェックを受けることになるだろう。もしそうだとすると、医師が診断所見として書き、かつなんらかの公的認知に関する説明資料を提出する必要が生じると思われる。

7) 健忘 記憶障害 再生した記憶

健忘、記憶障害は心理学の領域でも探求・議論されるテーマであるが、法的な立証性について検討するためには精神医学上の診断が前提となるだろう。

再生した記憶問題はアメリカにおいては、蘇った性暴力被害記憶による告発・裁判において深刻な真偽論争に発展し、過誤記憶、捏造記憶問題として議論・検証され

てきた経過がある。報告されている当時の事件の中には、アメリカ合衆国固有の宗教文化、原理主義的なキリスト教信仰に含まれる悪魔観、黒魔術に対する伝説的・伝承的な宗教観が影響したとみられる事案も認められる。ただし、より一般的な社会的、あるいは学問上の論争は、1970年代から80年代の英米における性暴力被害に関する子どもの証言の真実性をめぐる裁判事件の問題ですでに議論されていた課題の延長線上に位置する内容を含んでいた。この先行する1970～80年代の性暴力被害についての子どもの証言の真実性をめぐる議論はforensic interviewの専門技法の確立をもたらし、捏造記憶問題はさらにその事実立証性の前提となる臨床技法に一定の制限(暗示的な効果を及ぼしやすい催眠面接を契機として再生した記憶は採用されない等)を設けることによって法的立証性を保証しようという動きとなっている。

捏造記憶問題は日本の心理学にも波及したが、その時点で日本には性暴力被害の組織的な立証システムとそれに基づく社会的な反応、裁判事件はまだ本格的に機能していなかったため、純粋に学問上の議論だけで沈静化した状態にある。

通常の申立て事案で、過去の忘れられていた記憶を掘り起こして事案の立証を進めるということは行われないうももしも子どもが忘れていたか抑圧していた過去の記憶を思い出し、そのことが重大な事案内容に関わるような事例が出現すれば、再生記憶問題が課題となる可能性はあるが、その際は医学、心理学、法学の多分野が連携して事案を扱うべきであろう。それでも臨床的に過去記憶の再生を意図的に支援して思い出させるといった手続きは現在の事例対応ではあまり現実性がない話題である。

8) その他の精神症状や病理的問題

様々な精神症状あるいは、発達上、人格上の病理性に関するテーマがある。例えば、嗜癖問題、薬物依存、病理的な共依存、DV問題等々である。これらの課題は学問上、あるいは一般相談場面では心理学、ソーシャルワーク上のアセスメントの側面からの検討が重要な役割を果たす領域である。ただし、ある一人の人間について法的にそれらの問題を客観性・立証性をもって扱おうとするなら、精神医学上の診断、アセスメントを導入すべきである。法的な証拠性を扱うということは、単なる解釈、今後のアプローチのための探索的な手がかりを求めることに重点があるのではなく、その事実がもたらすかもしれない、現実の危険や予想される結果、実証的な確率に基づく合理・妥当性ある根拠としてそのことが問われていると考えなければならない。

9) Forensic Interviewing の扱い

英米を発祥の地として、WHOなどの報告書でも紹介され、国際的に法的な子どもの事情聴取法として注目さ

れつつある forensic interview は主として性的虐待・性的暴力被害の立証的な証言を得るための構造化された事情聴取法として発展してきた。そのクライアントは子どもや援助対象者ではなく、司法捜査機関と裁判所であると言われてきた。

性的暴力被害は特に客観的証拠性に乏しく、状況証拠と本人の証言が重要な鍵を握る。加害者と被害者しか知りえない事態を子どもの証言から立証するためのハードルは高い。欧米の forensic interview は、通告に対する警察と福祉の同時対応、子どもの保護拘束による関係機関同席の1回の事情聴取 (forensic interview) による事実確認と裁判所への申立て、即座な容疑者の拘束や裁判所による加害者排除命令、裁判所による子どもの身柄の安全管理と事後の処遇決定、刑事裁判法廷における forensic interviewer の証人としての出廷証言、裁判所の判断による子どもの証人召喚などの法制度、多機関の連携対応のシステムの中に位置づけられた面接法である。

近年日本においても一部の児童相談所において欧米の forensic interview を基礎とした事実確認面接が実施され、裁判所への申し立て証拠としても提出される動きにある。ただし日本では刑事司法と児童福祉が共同で子どもからの事情聴取と事実確認を行う面接法はまだ確立しておらず、その法的な扱いやそれを取り巻くシステムも欧米とは大きく異なっている。

ただし、性的虐待被害を中心に法的な立証性を確保した子どもからの事情聴取法は一般の心理査定や児童福祉ソーシャルワーク過程で実施されてきた子どもからの事情聴取とは相当異なる技法と設定を特徴としている。もしも forensic interview かそれに類する被害確認面接が個別に実施された場合にはその記録はその他の面接情報とは区別して証拠提出されることが必要である。面接はテープ起こしされ文章化されて提出することが必要である。

なお児童相談所が実施した被害確認面接はその後もしその事案が刑事告訴され、刑事事件化された場合にも、刑事訴訟法上は正式な証拠としては扱われない法的限界がある。児童相談所が告発するような場合には、子どもへの過酷な被害調査、事情聴取が最小限度で済むように要請する上申書と共に資料として提出されることはある。

一般的な心理査定過程で、虐待被害や事実確認の面接が実施された場合には、心理所見の中でそれを報告することもあり得るが、もしも事情聴取による事実確認資料として提出されるとすれば、記録情報は面接の設定条件、質問と応答の連続的かつ正確な口述記録として提出される必要があり、その部分は独立した記録として扱う方が望ましいと考えられる。

4. 今後の課題

1) 法廷証言の課題

提出された証拠資料について、家庭裁判所の申立て審

問において審判官から質問されたり説明したりすることは、いわゆる刑事・民事の公判廷での証人としての証言に比べると、ごく通常の机を囲んでの協議、事情聴取といったやり取りである。刑事訴訟や民事訴訟において証人として法廷に召喚され証言する際にはこれとは全く別な事態となる。

ただし申立て承認事案でも、今後保護者側に代理人弁護士が登場し、法的に証拠内容を争うような事態が生じた場合には、その様相は異なってくるかもしれない。また現在でも行政訴訟、民事訴訟で児童相談所の申立て内容が争いとなった場合には、法廷での証言が必要となる可能性はある。

2) Forensic という課題

法的な証拠性の主張、その合理・妥当性、客観性の確保・保障による立証を扱うことを forensic と呼ぶ。そのもっとも厳密な取り扱いとは司法捜査、刑事訴訟における事件事実、犯罪事実の立証である。疑わしきは容疑者の利益にという原則、推定無罪というルールの下で、否定できない事実立証の真偽が争われることが課題となる。この条件下で、調査方法、面接による事情聴取の適正さ、妥当性が問われる。Forensic interview はこの要件をクリアするための法的手法を前提にしている。

暗示、誘導、教唆、報酬等の効果が確認される調査、事情聴取はその真実性が疑われる。またビデオ録画があれば、面接者の体動 (うなずきやしぐさ、姿勢の変化)、表情、話すスピード、語調、声のトーン等の変化も暗示、誘導のサインとして評価・吟味の対象となる。これらを周到にコントロールし (機械の不調でも声のトーンの変化などは事実として記録されてしまう)、事実の立証を目標とする手法が forensic と呼ばれる領域の実務的な課題である。現在のところ、児童福祉法申立て証拠において刑事訴訟におけるような事実立証の争いは生じていない。「疑わしきは容疑者の利益に」が刑事訴訟法の原則であるように、児童福祉法の原則は「疑わしきは子どもの安全と最善の利益に」であり、子どもの安全についての疑いがあり、安全の確証が得られない場合には、疑いを否定できない保護者の権利よりも子どもの安全が優先される。しかしもしも保護者に代理人弁護士がつき、申し立ての立証性をより厳密に法的に問うとすると、そう遠くない将来、法的立証性についての争い不可避である。これは欧米においては1970年代から2000年初頭まで続いたプロセスである。日本においてもこうした可能性を視野に入れた forensic の視点からの事実の客観性・立証性を保証する努力が求められることは間違いない。そのための周到な準備努力は専門家としての責務であると考えられる。

ID:

平成21年度 日本子ども家庭総合研究所 チーム研究 高橋重宏班
 児童福祉法28条適用の現状と課題についての研究
 児童相談所調査 調査票

日頃より当研究所 子ども家庭福祉研究にご理解、ご協力頂き、まことにありがとうございます。
 さて、平成19年児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正により、児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に付かない場合の措置の明確化などが新たに求められるようになりました。また、これまでの改正も児童虐待を行った保護者に対する指導について、裁判所が勧告を行ったり、面会通信制限の実施等について体制の強化が図られました。

しかしながら、児童相談所の権限の強化が行われる一方、警察、司法の関与は進められてきたものの未だ限定的であるなど、まだまだ積み残した課題は多いことはご存じのとおりです。本研究では、児童福祉法28条の適用と更新に関して、児童相談所業務の実施状況、および児童相談所の実践現場における意見を集約・把握し、今後の検討課題を明らかにすることを目的としております。
 つきましては、業務ご多忙中とは存じますが、調査の主旨をご理解頂き、ご協力頂けますようどうぞよろしくお願いいたします。

<<回答期限：平成22年3月15日>>

お問い合わせ先：
 〒106-8580 東京都港区南麻布5-6-8
 日本子ども家庭総合研究所
 子ども家庭福祉研究部
 担当：有村（アム）・板倉（イカワ）・新納（ニノ）
 TEL: 03-3473-8347 FAX: 03-3473-8408
 E-mail: atimu@ma.com

問1-1. 貴児童相談所が申立、更新申立を行い、平成19・20年度中にその結果が出た事例についてご回答下さい。

<初回>		件		件		件		件		件		件		件		件		件		件	
承認	件	うち親の抗告	件	うち親が弁護士を雇い抗告	件	高裁	件	最高裁	件	取下	件	承認	件	うち親の抗告	件	高裁	件	最高裁	件	取下	件
取下	件	うち親の抗告	件	うち親が弁護士を雇い抗告	件	高裁	件	最高裁	件	取下	件	承認	件	うち親の抗告	件	高裁	件	最高裁	件	取下	件
却下	件	うち親の抗告	件	うち親が弁護士を雇い抗告	件	高裁	件	最高裁	件	却下	件	承認	件	うち親の抗告	件	高裁	件	最高裁	件	却下	件
保全処分	件	→その内容	件	→その内容	件	高裁	件	最高裁	件	保全処分	件	承認	件	うち親の抗告	件	高裁	件	最高裁	件	保全処分	件
面会通信制限	件	指導勧告	件	指導勧告	件	高裁	件	最高裁	件	面会通信制限	件	承認	件	うち親の抗告	件	高裁	件	最高裁	件	面会通信制限	件
<更新>	件																				

<平成19・20年度に更新期日がきた事例のうち、更新せず同意へ切替、あるいは措置解除した事例>

28条からの同意への切替	件	上記以外の措置解除	件
うちその後措置解除	件		

問1-2. 28条を除いて、面会通信制限を行ったのは何件ですか。

一時保護	件	同意入所	件
------	---	------	---

問2-1. 保護者と児童相談所の意向が異なる場合や不明な場合、および援助方針等に懸念がある場合など、第三者に諮問する仕組みがありますか。

() 1. ある () 2. なし () 3. 設置について検討中

問2-2. 問2-1で1、3とご回答された児童相談所にお聞きします。それはどのような組織ですか。概要を教えてください。

問3-1. 貴児童相談所内で、28条申請に関わる手順・ルール等が定められていますか。

() 1. 自治体において規定 () 2. 児童相談所単位で規定 () 3. その他 () 4. なし

その他の内容：

問3-2. 問3-1で1、2を選択した方にお尋ねします。その手順・ルール概要を教えてください。

問6. 28条ケースにおける、心理検査以外の児童心理司の関与について、該当する項目を選択・ご記入下さい。

- () 1. 原則として必ず関与 () 2. 関与しない
 () 3. 場合によっては関与 () 4. その他

関与した件数	申立	件	継続	件
--------	----	---	----	---

関わっている場合、その概要：

問7. その他、同意の扱い方、指導勧告の効果、および苦勞している点などをご記入下さい。

調査票は以上です。ご協力有り難うございました。

問4-1. 児童相談所における28条申立をする条件・基準等は規定されていますか。
 () 1. 自治体において規定 () 2. 児童相談所単位で規定 () 3. その他
 () 4. なし

その他の内容：

問4-2. 問4-1で1, 2を選択した方にお尋ねします。その要件の概要を教えてください。

問5. 貴児童相談所において、表面的同意・消極的同意はどのように取り扱いますか。

	←同意				不同意→
1 保護者は児童相談所との話し合いの際には同意と言っているが、市町村機関には児童相談所の言うことはきかないというような発言をたびたび繰り返している場合。	1	2	3	4	5
2 同意はしていないが、反対も表明しておらず、児童相談所の施設入所の方針説明に対して「勝手にしろ」の一点張りの場合。	1	2	3	4	5
3 反対しても児童相談所が決めてしまうからという理由で、同意はしていないが、反対も表明していない場合。	1	2	3	4	5
4 児童相談所は虐待を理由として施設入所を考えている。親は施設入所には反対しないが入所理由となっている虐待は全く認めていない場合。	1	2	3	4	5
5 施設入所そのものには反対しないが、保護者と児童相談所の間で施設種別が一致しない場合。	1	2	3	4	5
6 保護者は同意と言っているが、子どもを返してほしくて一時的に言っていることが予想される場合。	1	2	3	4	5
7 児童相談所の度重なる連絡、郵便物に保護者が反応せず、児童相談所として特に不同意が確認できない場合。	1	2	3	4	5